

第1回

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議

令和元年5月23日
厚生労働省社会・援護局

目 次

【推進法による遺骨収集事業の概要】

1 地域別戦没者遺骨収容概見図	3
2 戦没者の遺骨収集事業の概要	4
3 戦没者の遺骨収集に係る予算	5
4 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」概要	8
5 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」概要	9
6 【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針	10
7 関係行政機関との連携協力	11
8 戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人の指定	12
9 厚生労働省と指定法人の役割分担	13
10 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会の概要	14

【推進法施行下における遺骨収集事業の実際】

1 遺骨調査団・遺骨収集団の構成メンバー	18
2 情報収集・遺骨収集の流れ	19
3 戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査	20
4 遺骨収集作業の流れ	21
5 戦没者遺骨調査及び収集の実際・遺骨鑑定の様子	22
6 遺骨送還後の流れ	29
7 遺骨引渡式の様子	30
8 千島ヶ淵戦没者墓苑	32
9 遺骨の返還を受けた御遺族の感想	36
10 慰霊巡拝事業	37
11 慰霊巡拝事業の流れ	38
12 平成30年度フィリピン慰霊巡拝 参加遺族アンケート集計結果	39
13 戦没者慰霊碑の建立状況	44

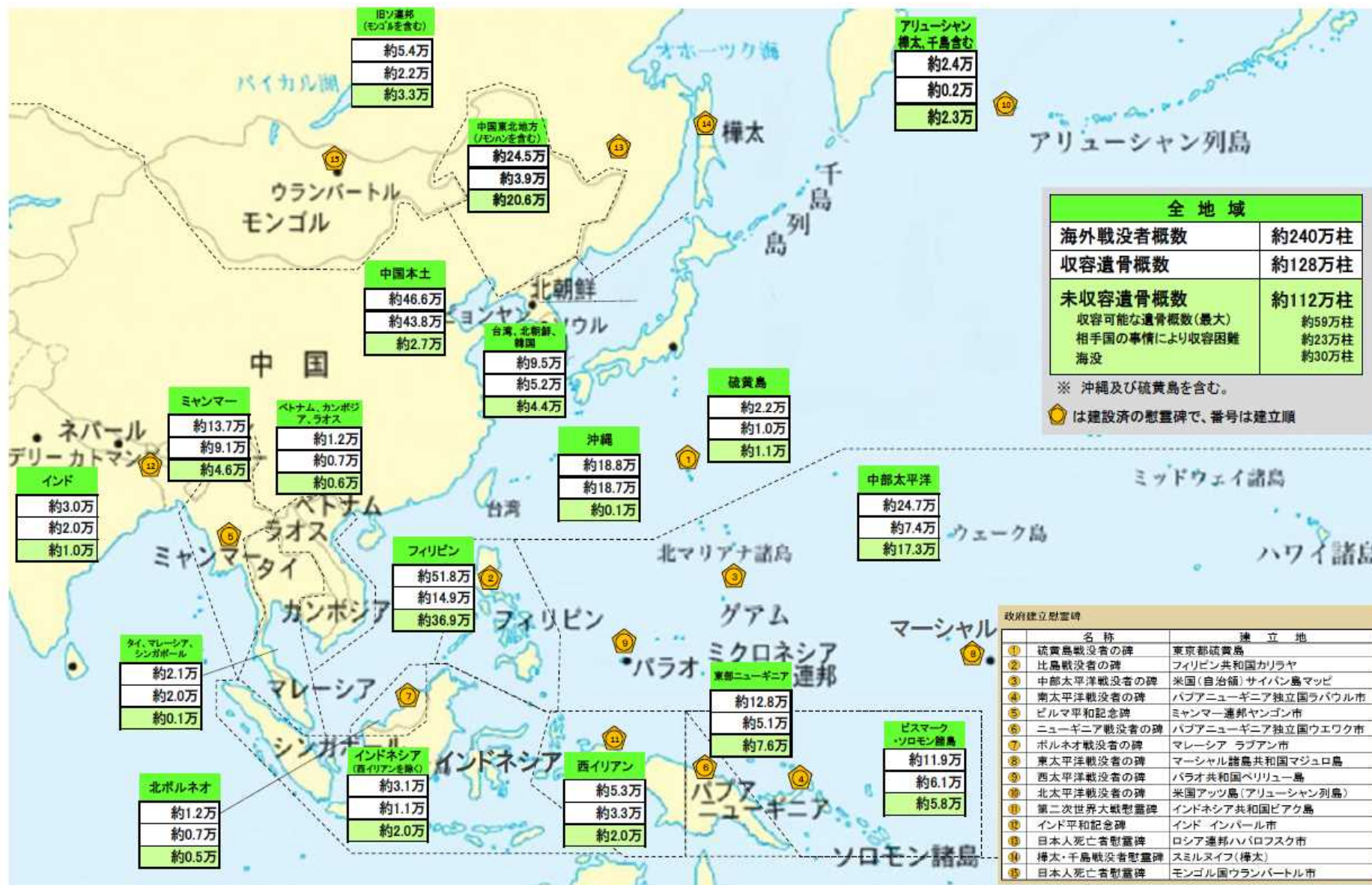
【推進法施行後の遺骨収集事業の進捗】

1 情報収集及び遺骨収容の状況	47
2 海外資料調査	48
3 遺骨収集に必要な情報の収集・整理及び分析の概況	50
4 遺骨収容数の推移	53
5 地域ごとの取組状況	54
6 海外資料調査、現地調査、遺骨収集派遣実施状況	63
7 硫黄島に係る遺骨収集方針等	68
8 平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針の概要	69
9 戦没者遺骨のDNA鑑定について	70
10 DNA鑑定状況、伝達数等	71
11 戦没者遺骨のDNA鑑定の今後の方針について	72
12 過去の問題事案と再発防止策等について	75
13 諸外国との協力について	80

【推進法による遺骨収集事業の概要】

1 地域別戦没者遺骨収容概見図(平成31年4月末現在)

- 先の大戦における海外戦没者(沖縄、硫黄島含む)は約240万人。
- 戦後、昭和27年度より、政府による遺骨収集事業が開始され、中断した時期を挟みつつ、今日まで継続。
- 帰還した御遺骨は約128万柱であるが、残りの約112万柱については未収容のまま。



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

2 戦没者の遺骨収集事業の概要

概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

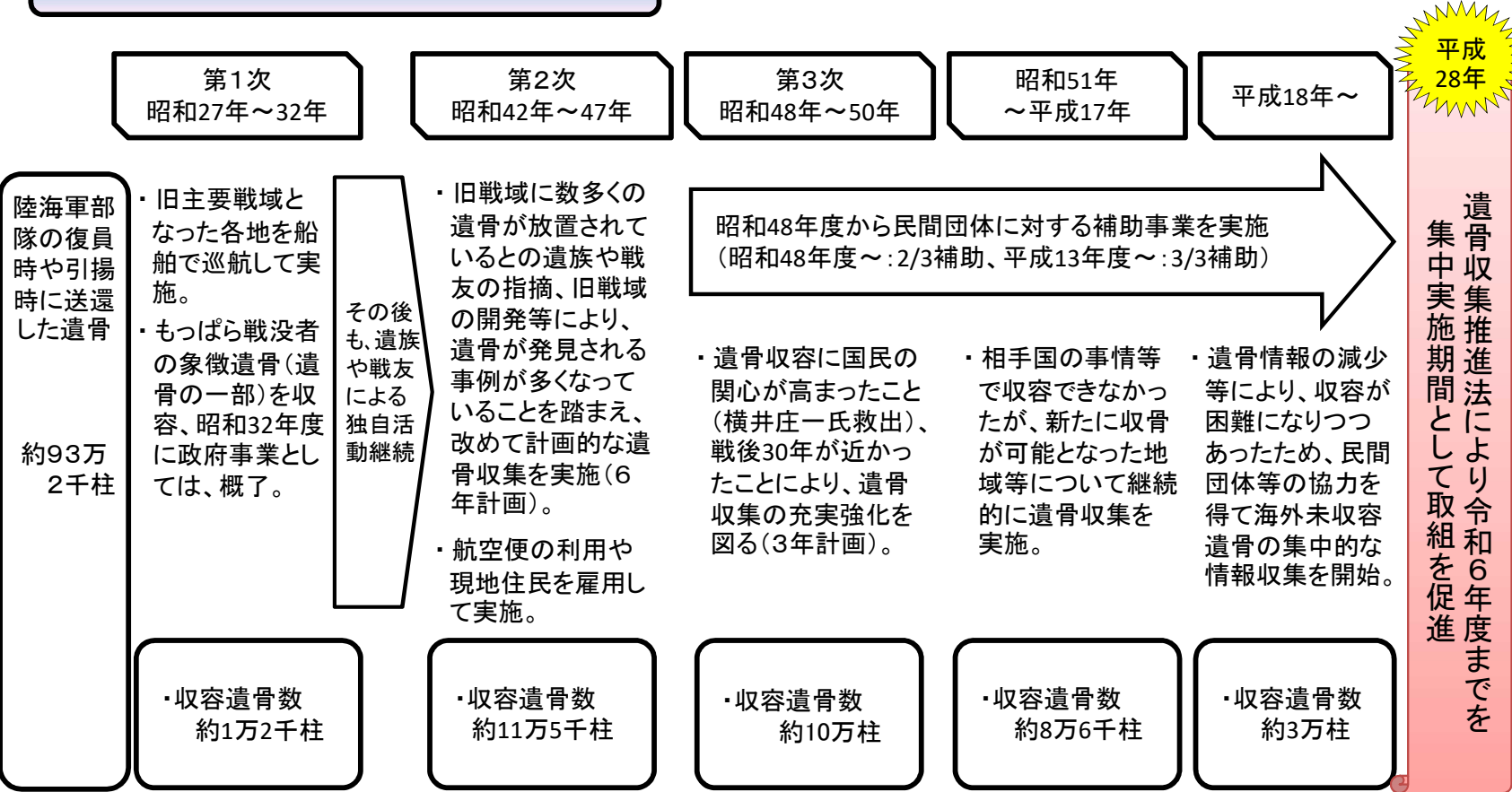
海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち ①海没遺骨 ②相手国事情により収容が困難な遺骨 上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約30万柱 約23万柱 約59万柱

(注1) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

(注2) 戦没者概数 約310万人

平成31年4月末現在

これまでの遺骨収集事業の推移

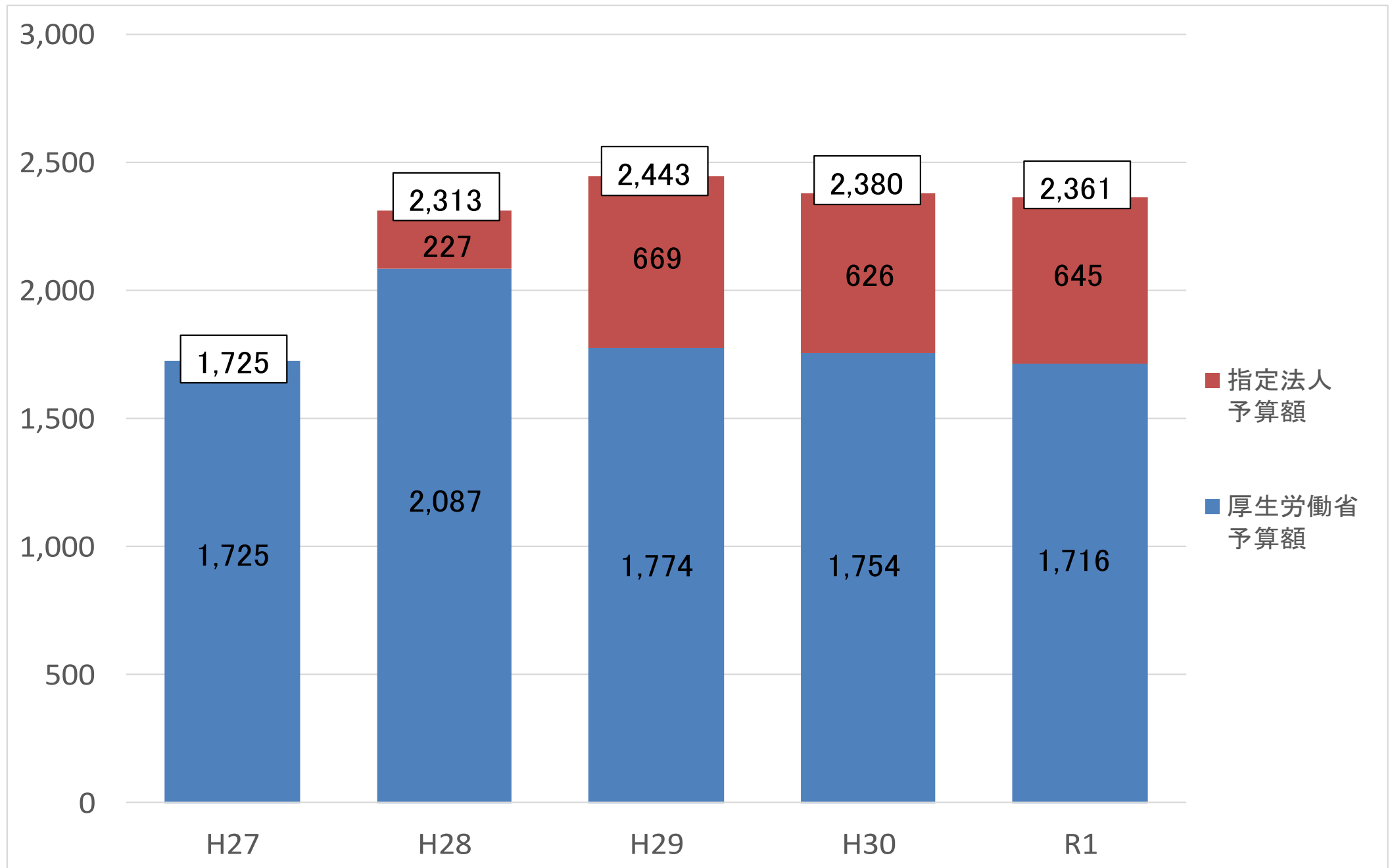


遺骨収容の作業風景
(上下ともにロシアの遺骨収容作業風景)



3 戦没者の遺骨収集に係る予算 ①

(単位:百万円)



※百万円単位で四捨五入しているため、平成28年度の指定法人予算額と厚生労働省予算額の積み上げは合計と一致しない。⁵

3 戦没者の遺骨収集に係る予算 ②

令和元年度予算 戦没者の遺骨収集事業等の推進

令和元年度予算	2,361百万円（法人への委託費645百万円）
平成30年度予算	2,380百万円（法人への委託費626百万円）

① 硫黄島遺骨収集事業 1,359百万円（1,372百万円）

○「関係省庁会議」において決定された取組方針等に基づき、滑走路地区に隣接する庁舎地区について、高性能地中レーダの反応箇所の掘削・遺骨収容を実施する。また、滑走路地区における面的調査（新たに開発した地中探査レーダによる地下15m程度までの空洞調査、面的ボーリング調査及び地下壕の構造解析）等を実施する。

② 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業 755百万円（719百万円）

現地調査 301百万円（266百万円）

○派遣数（班数）の増

（H30 8地域 26班 → R1 8地域 33班）

平成30年度

- ①フィリピン（4班）、②東部ニューギニア（5班）、③ビスマーク・ソロモン諸島（5班）、④インドネシア（4班）、
⑤マリアナ諸島（2班）、⑥ミャンマー（3班）、⑦パラオ諸島（2班）、⑧インド（1班）

令和元年度

- ①フィリピン（4班→5班）、②東部ニューギニア（5班→6班）、③ビスマーク・ソロモン諸島（5班→6班）、
④インドネシア（4班→5班）、⑤マリアナ諸島（2班→3班）、⑥ミャンマー（3班→5班）、⑦パラオ諸島、
⑧インド

遺骨収集 327百万円（327百万円）

○派遣数（班数）の増

（H30 21地域 35班 → R1 21地域 38班）

旧ソ連地域の埋葬地調査

平成30年度

- ①ハバロフスク地方（1班）、②沿海地方（1班）、③クラスノヤルスク地方（1班）、④アムール州（1班）、⑤イルクーツク州（1班）

令和元年度

- ①ハバロフスク地方（1班→2班）、②沿海地方（1班→4班）、③アムール州、④イルクーツク州、⑤モンゴル（1班）

遺骨収集

平成30年度

- ①沖縄（3班）、②フィリピン（2班）、③東部ニューギニア（2班）、④ビスマーク・ソロモン諸島（2班）、⑤インドネシア（2班）、⑥パラオ諸島（2班）、
⑦マリアナ諸島（2班）、⑧トラック諸島（1班）、⑨マーシャル諸島（1班）、⑩ギルバート諸島（1班）、⑪ミャンマー（3班）、⑫インド（2班）、
⑬樺太（1班）、⑭その他南方地域（1班）、⑮ハバロフスク地方（1班）、⑯沿海地方（1班）、⑰ザバイカル地方（1班）、⑱ブリヤート共和国（1班）、
⑲クラスノヤルスク地方（1班）

令和元年度

- ①沖縄、②フィリピン、③東部ニューギニア、④ビスマーク・ソロモン諸島、⑤インドネシア、⑥パラオ諸島、⑦マリアナ諸島、⑧トラック諸島、
⑨マーシャル諸島、⑩ギルバート諸島、⑪ミャンマー、⑫インド（2班→1班）、⑬樺太、⑭その他南方地域、⑮ハバロフスク地方、⑯沿海地方、
⑰ザバイカル地方、⑱ブリヤート共和国、⑲イルクーツク州（1班）

法人運営経費 127百万円（127百万円）

3 戦没者の遺骨収集に係る予算 ③

③ 海外公文書館の資料収集 23百万円（63百万円）

- 海外資料調査により取得した資料の翻訳・分析及び海外公文書館等所蔵資料の追加調査を行う。

④ 遺骨の鑑定 191百万円（193百万円）

- DNA鑑定の実施、遺骨鑑定専門員の遺骨収集への派遣

⑤ 遺骨・遺留品の伝達 33百万円（33百万円）

- 遺留品調査の実施、遺骨引渡式の実施

4 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)概要

平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。

平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)。

【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- **平成28年度から令和6年度(平成36年度)までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること**
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【遺骨収集の定義】

- ・ 遺骨収集とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域(※)
又は本邦以外の地域で死亡した我が国の戦没者の遺骨を収容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等
※厚生労働省令を改正し、本邦の地域に、南西諸島等を追加。(平成31年1月施行)

【基本計画に基づく実施】

- **政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(令和6年度(平成36年度)までの集中実施期間)を策定**
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

平成28年4月1日

5 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（平成28年5月31日閣議決定）」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（抄）

第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

1. 集中実施期間

- ・ 平成28年度から令和6年度（平成36年度）までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。

2. 関係行政機関との連携協力

- ・ 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する。
（※）外務省：関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省：硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等

3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施

- （1）厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。
（※）実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
- （2）情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。

4. 戦没者の遺骨の鑑定等

- ・ 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。

5. 実施状況の公表

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

6 【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	<u>大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。</u> <u>関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
硫黄島	<u>関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。</u>

(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島 等	<u>資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	<u>抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
樺太・千島(北樺太を除く)	<u>資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。

7 関係行政機関との連携協力

1. 外務省との連携協力

- 戦没者の遺骨収集を推進するために関係国の政府と協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を行った。
また、戦没者の遺骨収集を実施するに当たり、海外での遺骨収集が円滑に進むよう、関係在外公館の支援を得た。
- 外務省は、平成25年7月に設置した「遺骨帰還タスクフォース」の活性化等により協力体制を強化しており、関係する在外公館では、戦後処理関連業務担当者を指名している。

2. 防衛省との連携協力

- 東京都小笠原村硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和43年以降、防衛省の支援を受け実施しており、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等の支援を得た。
- また、平成26年度及び平成28年度に引き続き防衛省の協力を得て、平成30年度にビスマーク・ソロモン諸島で収容された88柱の遺骨について、海上自衛隊護衛艦「さざなみ」により本邦に送還し、平成30年10月に横須賀港において遺骨引渡式を行った。

参考：海上自衛隊による御遺骨の送還の事例

- 【1】平成30年9月25日(火)～10月10日(水)
海上自衛隊護衛艦「さざなみ」が、ソロモン諸島ホニアラ（ガダルカナル島）から御遺骨（88柱）を日本（横須賀基地）まで送還
- 【2】平成28年12月3日(土)～12月15日(木)
海上自衛隊護衛艦「たかなみ」が、ソロモン諸島ホニアラ（ガダルカナル島）から御遺骨（150柱）を日本（横須賀基地）まで送還。
- 【3】平成26年9月19日(金)～10月24日(金)
海上自衛隊の遠洋練習航海部隊が、ソロモン諸島ホニアラ（ガダルカナル島）から、同部隊の練習艦「かしま」により御遺骨（137柱）を日本（晴海ふ頭）まで送還。

8 戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人の指定

【法人の指定】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が指定。

【指定日】 平成28年8月19日（同年10月事業委託、同年11月活動開始）

【指定法人名】 「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」

【指定法人の業務内容】

- ・ 戦没者の遺骨の情報収集
- ・ 未収容、未送還の遺骨の収容及び送還等

【指定の経緯】

- ・ 公募申請は1法人のみ
- ・ 厚生労働省の評価委員会にて申請内容について評価し、その結果を踏まえ、厚生労働大臣が指定。

【根拠法令】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）（抄）

第10条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

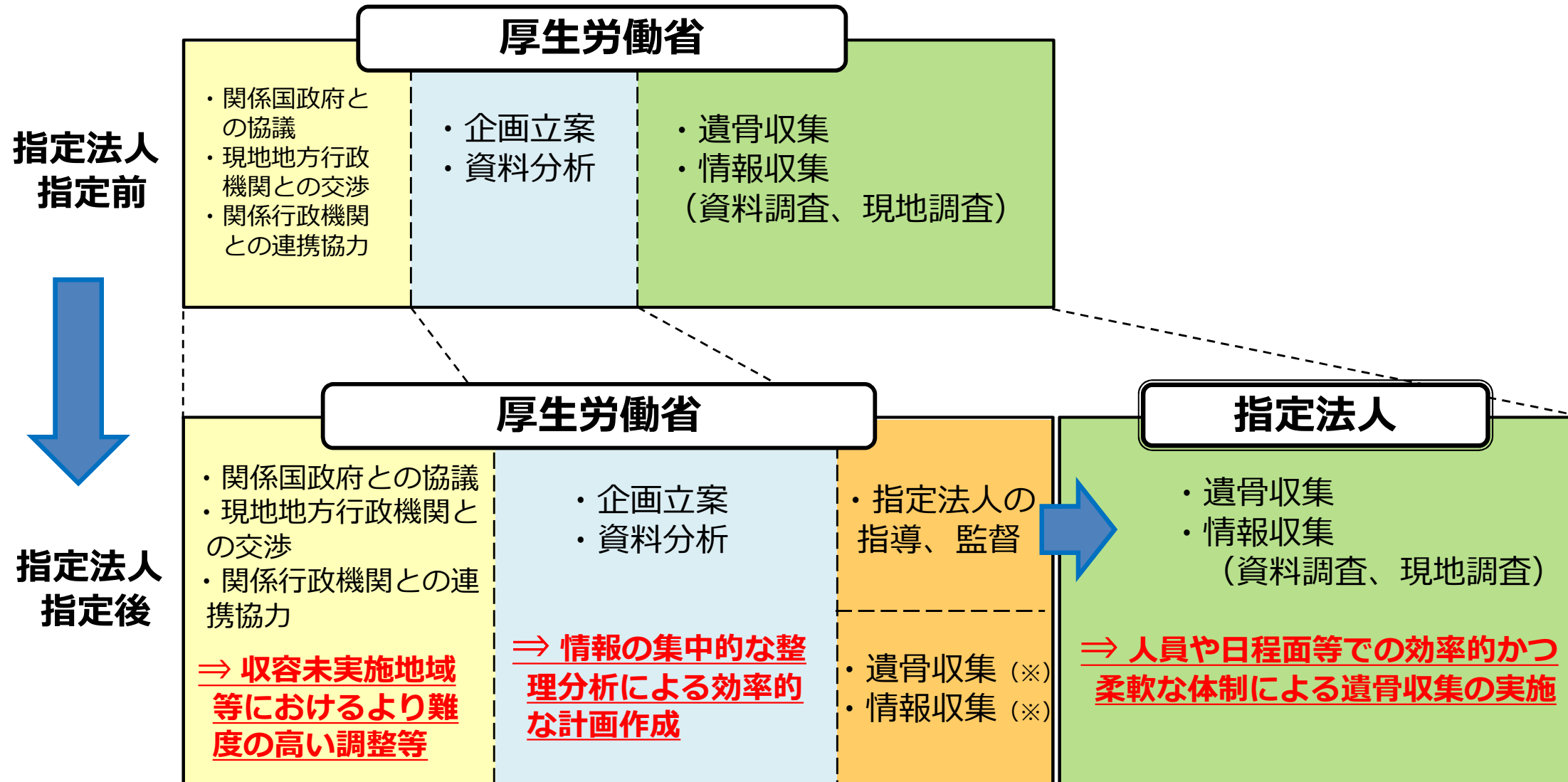
2～4 略

第11条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。
- 二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

9 厚生労働省と指定法人の役割分担

- 情報収集及び遺骨収集を一括して指定法人へ業務委託し、より効率的かつ柔軟な体制で事業を実施
- 厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務を行い、遺骨収集を推進



※国が現地政府等との協議等を主体的に実施する必要がある地域 例：フィリピン

10 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ①

1. 目的

国が行う戦没者の遺骨収及び関連する事業に対し、必要な協力を行うことによりこれらの事業の促進を図り、またこれらの事業を通して遺骨収集に関する諸外国の理解の促進及び国際親善の増進に寄与すること。

2. 設立

平成28年7月1日

3. 所在地

東京都港区虎ノ門2-5-21 寿ビル5階 （ホームページアドレス：<http://jarrwc.jp/>）

4. 事業

- (1) 国が行う戦没者の遺骨収集事業において、国から受託した事業
- (2) 戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集事業
- (3) 戦没者の慰霊事業に協力する関係各団体間の連絡調整業務
- (4) 戦没者の慰霊事業に関連した国際交流の促進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

5. 社員（13団体）

一般財団法人 日本遺族会

一般財団法人 全国強制抑留者協会

全国ソロモン会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

公益社団法人 隊友会

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

東部ニューギニア戦友・遺族会

水戸二連隊ペリリュー島慰霊会

硫黄島協会

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

10 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ②

6. 役員

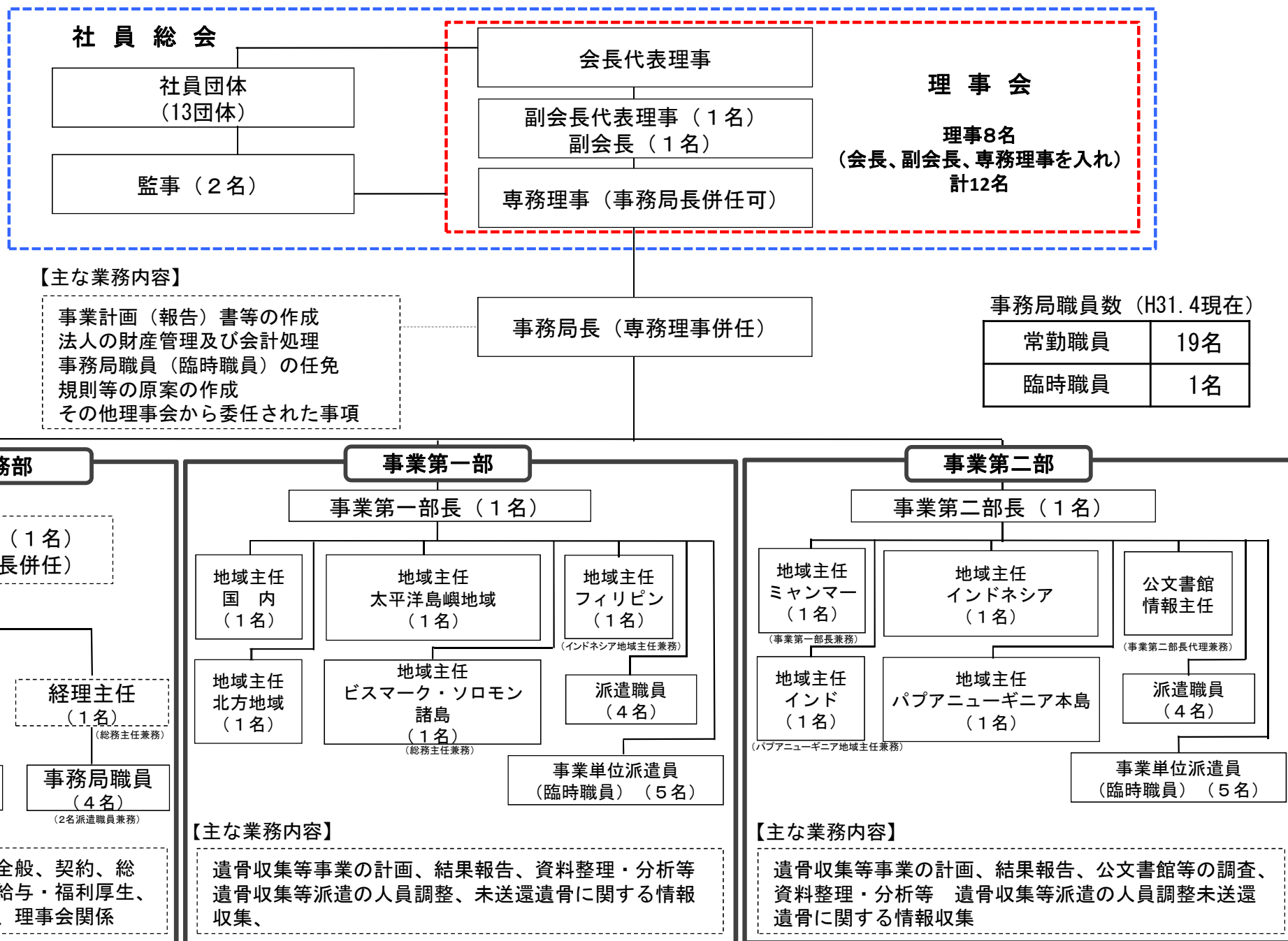
役職	人数	職務権限等
会長	1名	一般法人法上の代表理事。この法人を代表し、法人の業務執行を行う。
副会長	2名	うち1名は一般法人法上の代表理事。会長の補佐を行う。
専務理事	1名	一般法人法上の代表理事。会長、副会長の補佐を行い、主に以下の業務を行う。 ① 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書の作成 ② 財産の管理及び会計処理 ③ 事務局職員（臨時職員）の任免 ④ 理事会から委託された事項の処理 ⑤ 理事会の承認が必要な規則、規程等の原案作成
理事	8名	理事会を構成し、法人の職務を執行する。
監事	2名	主に以下の職務を業務を行う。 ① 理事の職務及び法人の業務、財産状況の監査 ② 社員総会及び理事会で意見を述べること ③ 理事の不正行為等の報告等

【役員一覧】

会長（代表理事）	尾辻 秀久	参議院議員
副会長（代表理事）	眞野 章	一般社団法人 全国国民健康保険組合協会会長
副会長	水落 敏栄	参議院議員、一般財団法人 日本遺族会会長
専務理事（代表理事）	竹之下 和雄	常勤役員
理事	伊藤 隆	公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会常務理事兼事務局長
理事	森本 浩吉	東部ニューギニア戦友・遺族会事務局長
理事	住田 陸快	全国ソロモン会副会長
理事	影山 幸雄	水戸二連隊ペリリュー島慰霊会事務局長
理事	岩渕 宣輝	特定非営利活動法人 太平洋戦史館会長理事
理事	寺本 鐵朗	硫黄島協会会長
理事	赤木 衛	特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団理事（代表）
理事	渡邊 榮樹	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会顧問
監事	畔上 和男	一般財団法人 日本遺族会専務理事
監事	井上 達昭	特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団理事

10 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ③

7. 組織図



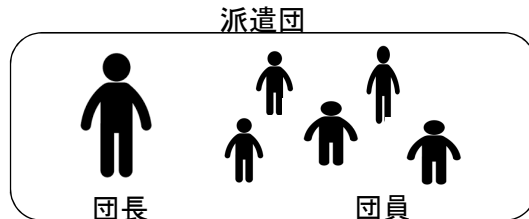
【推進法施行下における遺骨収集事業の実際】

1 遺骨調査団・遺骨収集団の構成メンバー

- 政府派遣団と現地通訳等から構成される調査団、収集団が遺骨収集や現地調査を行っている。
(現地の鑑定人や現地政府の職員等が同行する場合もある。現地の同行者は、地域によって異なる。)
- 1～3週間にわたり、高温・多湿の僻遠の地で、良好とはいえない宿泊環境において、人力・手作業を含む作業を行う。
- 政府派遣団には、戦友、御遺族等も参加しているが、高齢の方が多くなっている。
- 学生ボランティア、自衛隊OBも遺骨収集に参加いただいている。

(一般的な遺骨調査団、遺骨収集団の構成(年齢は過去の派遣の例))

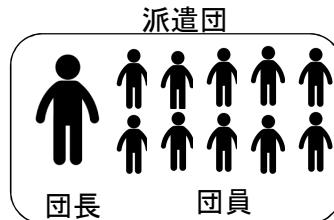
遺骨調査団



指定法人職員
2名(36歳、33歳)

指定法人構成団体の会員
・ 戦没者遺族2名(76歳、77歳)
・ 戦友団体等2名(76歳、77歳)
・ 学生ボランティア等1名(46歳)

遺骨収集団



指定法人職員
4名(36歳、50歳、61歳、65歳)

指定法人構成団体の会員
・ 戦没者遺族4名(64歳、72歳、76歳、76歳)
・ 戦友団体等4名(73歳、74歳、76歳、77歳)
・ 学生ボランティア4名(20歳、20歳、21歳、23歳)

厚労省 職員
2名

2 情報収集・遺骨収集の流れ

情報収集

- ①海外資料調査
 - ・米国、豪州、英国の国立公文書館等で戦闘日誌等を調査
- ②現地調査
 - ・東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピン、インドネシア、パラオ諸島、ミャンマー、マリアナ諸島の7地域で主に実施
- ③戦友等からの情報提供

遺骨収集計画の策定

- ①埋葬地の特定等
- ②相手国政府等と調整
- ③遺骨収集実施計画の策定

遺骨収集

- ①遺骨収容作業
- ②人種鑑定
 - ・我が国の戦没者の遺骨であることを確認
- ③遺骨の日本への送還

部隊記録等の記録資料から、戦没者をある程度特定できる場合はDNA鑑定を実施

遺骨の引渡し

遺族への引渡し

納骨

千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨

3 戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査

<現地調査の概要>

日本国内及び海外において未送還の遺骨情報収集及び現地調査（試掘）を実施する事業（指定法人へ委託）
各地域毎に現地事情に精通した民間団体の協力を得て実施

- 日本国内での情報収集方法 … 戦友会等からの聞き取り、文献調査
- 海外での情報収集方法 … 現地住民からの聞き取り、現地調査

<主な実施地域>

- ① フィリピン
- ② 東部ニューギニア
- ③ ビスマーク・ソロモン諸島
- ④ インドネシア
- ⑤ パラオ諸島
- ⑥ ミャンマー
- ⑦ マリアナ諸島

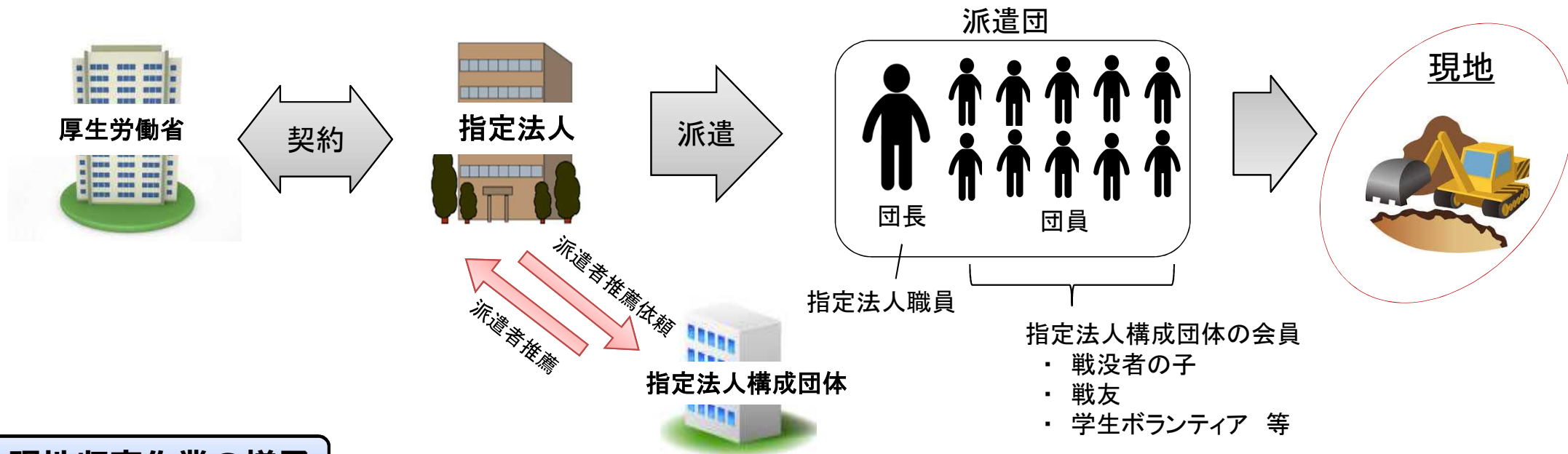


(注) 上記のうち、インドネシアについては事業再開に向けた協議を進めている。

(参考) 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画・(2) 集中実施期間」より抜粋

平成29年度までに今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査といった戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施するものとする。

4 遺骨収集作業の流れ



現地収容作業の様子



重機による作業



手掘り作業

5 戦没者遺骨調査及び収集の実際・遺骨鑑定の様子 ①

平成30年度東部ニューギニア遺骨収集派遣(3班:オロ州エオラクリーク)

派遣期間:平成31年2月15日～2月19日(5日間)※オロ州エオラクリーク地区の調査部分のみ

派遣団員：2名、厚労省職員1名（遺骨鑑定人） ※この他にパプアニューギニア国立博物館職員、考古学者同行

※ 遺骨収集団全体では2月13日から2月28日までの16日間、総勢23名で構成(厚生労働省職員含む)。遺骨収集団は現地に到着後、3班に分派。1班はオロ州パゴウ村及び東セピック州、2班はマダン州及びモロベ州、3班はオロ州エオラクリークにて遺骨収集を実施。3班は急峻な山岳地帯のため、現地のエオラまでは、ポートモレスビーからヘリコプターを往復利用。また、現地のエオラでは宿泊施設がないためテントを設営。

戰鬥經過

○1942(昭和17)年、日本軍南海支隊は、陸路にてポートモレスビーを攻略するため、ココダからスタンレー山脈を越えてポートモレスビーを目指した。一時はポートモレスビーまで約50kmのイオリバイワまで到着したが、ガダルカナル島方面の戦局の悪化に伴い、ココダ方面に退却を命じられた。

○10月28日の退却日時点、エオラクリークにおいては、歩兵第144連隊の3個大隊と歩兵第41連隊第2大隊が陣地を構築していた。「戦史叢書」等では、退却日当日、エオラクリーク上部稜線上に陣地を置いていた歩兵第144連隊第3大隊（桑田部隊）陣地が豪軍の攻撃を受け、退却に遅れた。



調査の根拠情報(平成27年度取得:豪州戦争記念館所蔵資料)

オーストラリア戦争記念館ウェブサイト公式戦史Chapter 9 - Eora Creek p.303

28-29 Oct DEFENCES OVERRUN 303

We sailed into them firing from the hip (said **Lieutenant Macdonald** afterwards). The first and second were knocked out, but the men went on steadily, advancing from tree to tree until we were right through their outlying posts and into the central position. Suddenly the Japanese began to run out. They dropped their weapons and stumbled through the thick bush down the slope, squealing like frightened animals. In a minute or two the survivors had disappeared into the bush. We buried well over 50 Japs next morning, though our own casualties were fairly light. The Japanese had pulled Japanese-made machine guns, but they did not fire. Some of the dead Japanese were wearing Australian wrist watches. Before this Eora Creek fight the men had been saying that the Japanese wouldn't run. Eora Creek proved that he would.

During the action Corporal Pett,³ "five feet of dynamite",⁴ as a diarist described him, distinguished himself by knocking out four machine-gun posts single-handed.

Hutchison's men had leisure then to examine the positions which had held them up for so long. These were based on a sort of central keep about 300 yards across. Radiating from this central position in four or five directions were outlying machine-gun posts. Although the Japanese shrewdness in locating themselves on the physical water to be found on the ridge was obvious, it was equally obvious that the Japanese had been misled during the preceding days by a had been misled by the Australians. For the first time in their struggle against the 16th Brigade the Japanese had not occupied the highest ground in the area and this had finally allowed Hutchison to get above them, an important factor in his final success. Obviously they had been in this position for a considerable time

and, in a storehouse which it contained, the Australians found equipment of all kinds including machine-guns, mortars, a wireless set and informative papers. A physical check on the morning after the battle revealed 69 dead bodies and there were certainly others which remained unfound and unaccounted. The day cost the 2/3rd Battalion 11 men killed and 31 wounded.

The turning of the Japanese right flank by the 2/3rd Battalion meant the end of the Japanese resistance at Eora Creek. On the morning of the 29th patrols of the 2/1st Battalion found the defences down and they walked unopposed into the positions before which they had spent themselves so bitterly for almost a week. The battalion then took up the pursuit along the track with the 2/3rd moving on their left and the 2/2nd in rear. There would be no more fighting for either the 16th or 25th Brigades during the last three days of October, but that which they had already done was only a prelude to days of blood and battles which lay ahead.

The Japanese, although beaten in the mountains, were making for their base on the north coast and they could be expected to fight stubbornly there. By the time General Horii reached Ioribaiwa he was at the end of his resources and his thin supply line across the range could no

(1942年)10月28日～29日

上段の訳

マックドゥーガル中尉の回顧

「日本兵は自らの武器を捨て、斜面の厚い灌木に足をとられ、驚いた動物のようにうめき声をあげた。1分か2分の間に生存者は灌木の中に消えた。我々は次の朝(記者注：29日のこと)に**50名を優に越える日本人を埋めた**。しかし我々の損害は非常に少なく、灌木の中には他の日本人死者もあつたに違いないが、我々は見つかることができなかった。」

下段の訳

「明らかに日本兵はこの陣地に非常に長い期間おり、オーストラリア兵が発見した貯蔵庫内には、機関銃、迫撃砲、無線機セットを含む全ての装備及び有益な情報資料が存在した。**戦歿の要綱に現場の調査をした結果、69名の死体を発見した。**そして未発見のままのその他の遺体が残されているのは確かだった。その日、第2オーストラリア軍第3大隊は11名を失い、31名の戦傷者を出した。」

○エオラクリークでの戦闘における日本側と豪州側が保有する情報の比較

＜日本側地図：ニューギニア戦記 小岩井光夫著＞

＜豪州側地図：豪国防省陸軍戦史部 ニコラス・アンダーソン著＞

●上部陣地では、多くの遺骨が埋葬されていると推測⇒上部陣地で激しい戦闘があり、一部の部隊が逃げ遅れる。

●中継地点陣地付近では、1柱の遺骨(片腕なし)が埋葬されていると推測
⇒電話線付近で1名戦死

●日本側の記録によると戦死者は、64名

結論 ⇒ 現地調査を行う地点は、「上部障地」と「中継地点障地」

●オーストラリア戦争記念館
所蔵の「第2オーストラリア軍
第3歩兵大隊の戦闘記録」に
よると、このエオラクリークの
戦闘で「少なくとも69名の日本
人が殺された」との記載有り。

22

5 戦没者遺骨調査及び収集の実際・遺骨鑑定の様子 ②

過去の調査実績

- 平成28年2月、厚生労働省派遣団がオロ州エオラクリークにて調査を実施し、試掘した際に旧日本兵の遺留品を発見。また、以前に地元住民がその周辺で収容した遺骨2柱を受領。
- 平成29年12月及び平成30年6月、日本戦没者遺骨収集推進協会が同地にて調査を実施し、265箇所の旧日本軍塹壕跡を確認し、その位置情報を測定。なお、平成30年6月の調査では現地住民が1柱の遺骨を発見。ただし、パプアニューギニア政府が同地周辺の軍事遺跡管理計画(戦争遺跡の保存・維持、広報活動等)を策定中のため、遺骨は現場に埋め戻す(平成30年9月に同計画は策定済)。

派遣の目的

- 265箇所の旧日本軍塹壕跡から遺骨収集を実施。

事前準備

- 【事前調整及び内容】 パプアニューギニア国立博物館、アロラ村等:実施時期、同行協力者等
- 【各種手配】 航空便、宿泊先、車両、通訳、作業員の雇上、ヘリコプター等
- 【その他】 社員団体との打合せ、実施要領の作成

遺骨収集結果

- これまでに確認した265箇所の旧日本軍塹壕跡のうち35箇所を掘削するも当該箇所からは遺骨は発見されず。
- 新たに10箇所の旧日本軍塹壕跡を確認(合計275箇所)。
- 平成30年6月の調査時に発見した推定1柱の遺骨を収容。収容した遺骨は、パプアニューギニア国立博物館にて保管中。

所要経費

旅費:約12百万円 事業費:約15百万円 ※遺骨収集団全体の金額

今後の計画案

- 平成31年度においても引き続き、遺骨収集を実施予定(時期調整中)。
- 現在パプアニューギニア国立博物館にて保管している遺骨は、日本側とパプアニューギニア国立博物館との共同法医学鑑定を実施予定(時期調整中)。鑑定の結果、日本人の遺骨と判定されれば日本に送還へ。

5 戦没者遺骨調査及び収集の実際・遺骨鑑定の様子 ③

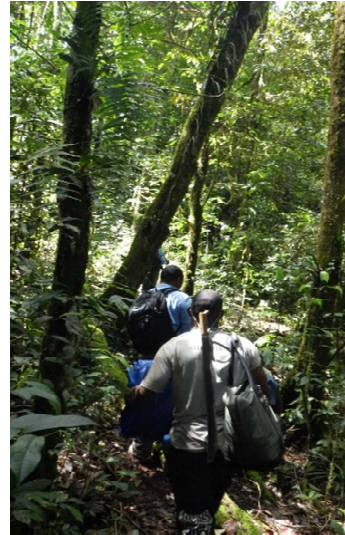
【ヘリコプター搭乗前】



【ヘリポートに到着】
ここから徒歩でジャングルを移動



【上部戦場まで徒歩で移動】



【アロラ村の慣習】
羊肉をジャングルに捧げる



【先祖に語りかける村人】



【旧日本軍塹壕跡】



【10センチずつ掘り進める】



【計測している様子】



【金属探知機を用いた調査】
金属製遺留物の探索



【試掘の様子】



【試掘が終了した所にマーキング】
壕の目印(赤)の上に青テープを貼る



【収容した遺骨(推定1柱)】



5 戦没者遺骨調査及び収集の実際・遺骨鑑定の様子 ④

平成30年度ハバロフスク地方遺骨収集派遣

派遣期間：平成30年7月24日～8月8日（16日間） 派遣団員：11名

※この他にハバロフスク地方
遺骨鑑定人が同行

収容柱数：43柱

事前準備

【地方政府、埋葬地管轄行政府等との調整】 同年5月に事前協議・埋葬地調査団を派遣し、招待状、作業・遺骨移送に係る許可証の発行、収集用機材、作業員、遺骨鑑定人、車両・重機手配等を事前に依頼。

【会計処理】 旅行業者を通じた手配（航空機、鉄道、宿泊、車両借上等）、埋葬地における手配（前述）、派遣団員旅費の処理

【その他】関係団体との打合せ、実施要領の作成

所要経費

旅費：3百万円 事業費：3百万円（収集用機材、作業員、遺骨鑑定人等雇上、車両・重機等借上等）

派遣期間中

【結団式】 出発前に派遣団員と打合せ



【表敬訪問】 在外公館、地方政府等に表敬、打合せ



5 戦没者遺骨調査及び収集の実際・遺骨鑑定の様子 ⑤

【収容作業】



草が茂っていたため、草刈りを行う



重機で筋掘り、その後手作業で掘削を進める



蚊が非常に多いため、草を燃やして対応

【収骨】



個体性に留意しつつ丁寧に収骨を進める



収骨した遺骨は保管場所に仮安置

【遺骨鑑定】



日露双方の鑑定人により遺骨鑑定を行う

【焼骨・追悼式】



団長、来賓による追悼の辞



黙祷の後、遺骨を茶毘に付し、その後骨上げを行う



5 戦没者遺骨調査及び収集の実際・遺骨鑑定の様子 ⑥

平成30年度 第4回硫黄島遺骨収集派遣

派遣期間：平成31年1月29日～2月14日（17日間） 派遣団員：39名

収容柱数：7柱

事前準備

【収集場所の決定】

厚生労働省と契約した民間会社による平地地表面の踏査及び崖地地表面の調査を行い、その結果、地下壕等の存在が推測される地点について、掘削を行う。上記面的調査により、確認された地下壕等について、遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行っている。

【関係省庁との調整】

内閣官房・外務省・防衛省・厚生労働省で構成される「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において、取組方針等を決定し、その方針に従って遺骨収集等を行っている。

また、防衛省から、収集団員や物資の輸送、宿泊施設の提供、不発弾処理やガス検知部隊の派遣等の支援を受けている。

所要経費（平成30年度予算額）

旅費：13百万円 事業費（民間会社への踏査・掘削調査費を含む）：1,359百万円

派遣期間中等

事前準備 【面的調査】



島内を踏査



弾痕等の壕の痕跡が疑わしい地点



重機による掘削

5 戦没者遺骨調査及び収集の実際・遺骨鑑定の様子 ⑦

派遣期間中

【結団式】



出発前に派遣団員と打合せ

【遺骨収容の様子】



団員による収容作業



団員による収容作業



団員による収容作業



壕内の遺骨収容の様子



陸上自衛隊(弾薬・化学)の支援

【遺骨の仮安置】



宿舎での仮安置の様子

【追悼式】



戦没者を弔う式典を行う

【引渡式】

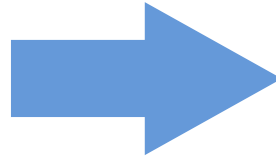


千鳥ヶ淵戦没者墓苑で御遺骨を引き渡す

6 遺骨送還後の流れ

遺骨引渡式

派遣団から厚生労働省へ収容した遺骨の引渡しをおこなう。引渡しを受けた遺骨は厚生労働省にある霊安室に安置され、DNA鑑定又は納骨される。



DNA鑑定

1. DNA鑑定の取組

- 平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、DNA鑑定を開始
- DNA鑑定の専門家で構成される「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、戦没者の遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を実施
- 遺留品や埋葬者名簿等のDNA型情報以外の遺骨の身元を特定しうる情報と併せて、遺族を特定
- 平成29年度からは、DNA鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体として採取（これまで、古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施）

2. DNA鑑定の実績（平成31年3月末現在）

遺族への案内
12,858件

DNA鑑定申請数
3,473件
(取下げ等88件)

鑑定数
3,262件

身元判明
1,149件※
身元否定
2,011件
鑑定中102件

※内訳
旧ソ連 1,135件
南方等 14件

〔検体の特殊性〕

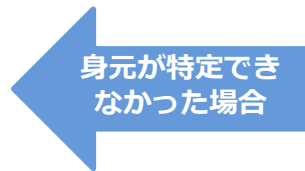
- ・ 南方地域は、気候が高温多湿であるとともに、戦闘地域であったことから埋葬されず、雨風等の影響により、遺骨の保存状況が悪い。
- ・ 長期間経過した遺骨ではDNAの損壊が著しく、DNAが抽出できない場合や、抽出できてもDNAの一部が損壊しており、鑑定に使用できる部分が一部に留まる場合がある。
- ・ よって、限られたDNA情報に基づき鑑定を行うため、偶然の一致により血縁関係の識別の確からしさが同程度になる対象者が複数あらわれ、結果として、血縁関係を決定できない鑑定結果となることがある。

納骨

身元の判明しない遺骨を焼骨の上、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨する。

↑引渡式の様子

身元が特定できなかった場合



遺骨伝達

DNA鑑定等により身元を特定した遺骨を遺族に伝達する。

身元特定した場合



7 遺骨引渡式の様子 ①

硫黄島戦没者遺骨引渡式



平成31年2月14日(木)

千鳥ヶ淵戦没者墓苑

硫黄島戦没者遺骨引渡式で挨拶する大口厚生労働副大臣

- 大口厚生労働副大臣は、厚生労働省が主催する「硫黄島戦没者遺骨引渡式」に出席し、献花と挨拶をしました。
- 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会による遺骨収集団により、硫黄島から42柱の御遺骨が帰還し、厚生労働省へ引き渡されました。



7 遺骨引渡式の様子 ②

ビスマーク・ソロモン諸島戦没者遺骨引渡式



平成30年10月10日(水)
海上自衛隊横須賀基地
海上自衛隊護衛艦「さざなみ」により帰還した御遺骨を前に、
献花を行う大口厚生労働副大臣

- 大口厚生労働副大臣は、厚生労働省が主催する「ビスマーク・ソロモン諸島戦没者遺骨引渡式」に出席して、献花し、参列者や海上自衛隊に対して挨拶をしました。
- 本式典では、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会による遺骨収集団が収容したご遺骨と、これまでに現地調査団が収容し在ソロモン日本国大使館に仮安置していたご遺骨88柱が、護衛艦「さざなみ」により帰還し、厚生労働省へ引き渡されました。



8 千鳥ヶ淵戦没者墓苑 ①

1 概 要

- 千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、昭和28年の閣議決定に基づき建立された遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるための施設。平成31年3月までに369,144柱が納骨されている（平成30年度納骨分は1,852柱）
- 平成24年度に納骨室の増築工事を行い、平成24年度末に完成した。

2 経 緯

- 昭和28年12月 『「無名戦没者の墓」に関する件』を閣議決定
- 昭和31年12月 「無名戦没者の墓」の敷地について、東京都千代田区三番町とすること閣議決定
- 昭和34年 3月 「無名戦没者の墓」について、名称を「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」とすることを閣議報告
「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の竣工式及び追悼式を挙行
- 昭和40年 3月 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を開始
- 昭和46年 7月 環境庁の設置に伴い、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持管及び管理については環境庁が行うこととなる

3 管理等について

- 墓苑については、環境省が納骨関連施設を一体とする墓苑の維持管理を行い、厚生労働省が増設納骨室の管理をはじめとする戦没者遺骨を納める業務を行っている。
- 内閣府所管の公益財団法人である千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会が墓苑の清掃等維持管理に協力している。

8 千鳥ヶ淵戦没者墓苑 ②

(参考1)「無名戦没者の墓」に関する件

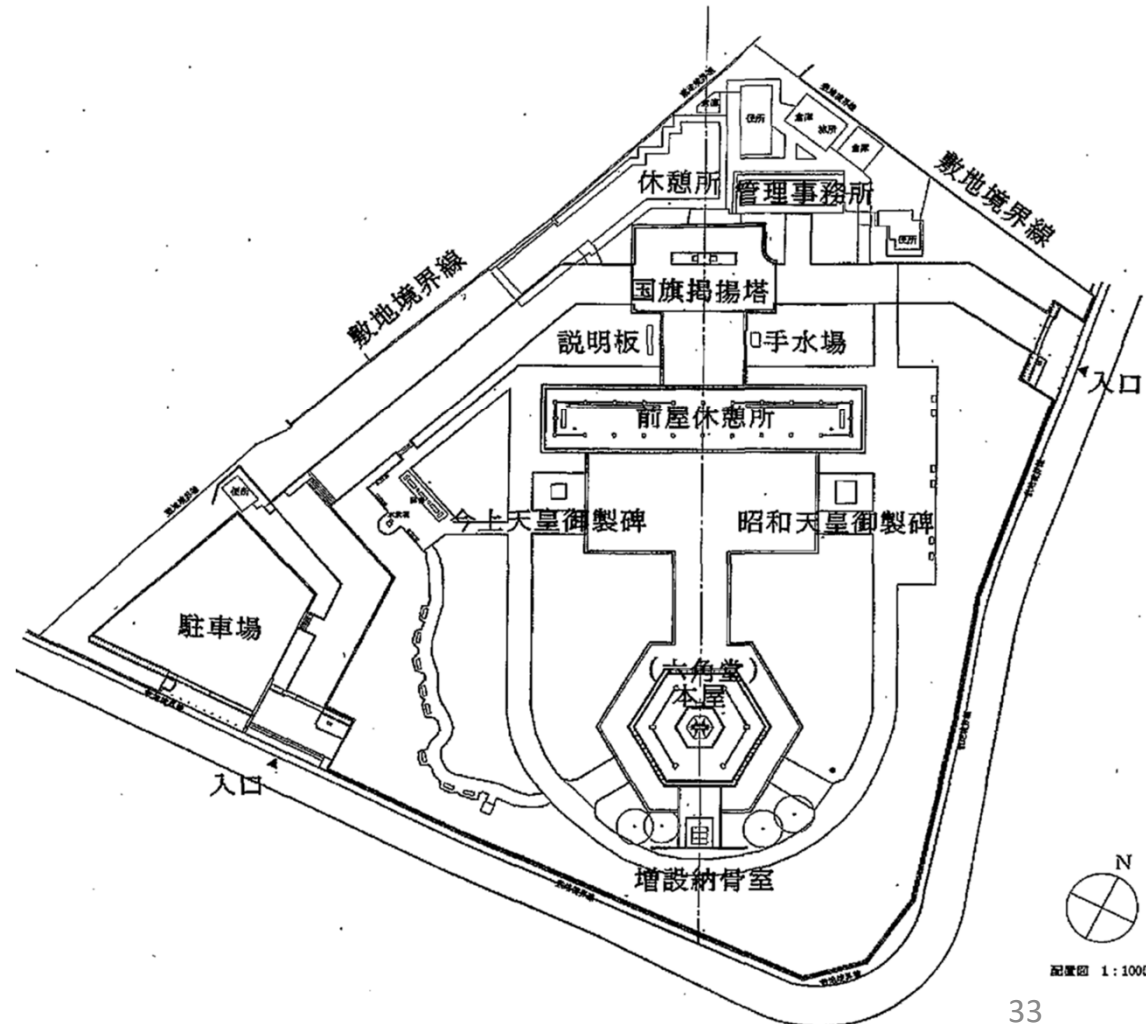
閣 議 決 定
昭和28年12月11日

太平洋戦争による海外戦没者の遺骨収集については、関係国の了解を得られる地域より逐次実施しているが、これらの政府によって収集する遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことができないものの遺骨等については、おおむね左により行うこととする。

- 一 遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるため、国は「無名戦没者の墓」(仮称、以下「墓」という。)を建立する。
- 二 「墓」に納める遺骨は、政府において収集する戦没者の遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことのできないものとする。
- 三 「墓」の規模構造については、関係方面の意見を徴したうえ所要経費とともに別途決定するものとする。
- 四 「墓」の維持管理は、国の責任において行うものとする。

(参考2)

所在地	東京都千代田区三番町二 (元宮内庁用地)
竣工	昭和34年3月28日
敷地面積	16,063m ²



8 千鳥ヶ淵戦没者墓苑 ③

	改修の竣工時期	工事名	改修理由	改修内容	予算額
1	平成3年2月 (平成2年度)	納骨室増築 工事	昭和34年3月竣工以来、今日まで海外等から収容された氏名が特定されないこと等により遺族に引き渡すことが出来ない遺骨を約33万2千柱を納めてきたが、納骨室の残余容積が僅少となったため納骨室の増設を行う。	本屋(六角堂)裏正面の墓苑敷地内に地下納骨室を設置(容積30立方メートル)	15,547千円 (当初)
2	平成12年2月 (平成11年度)	納骨室増築 工事	納骨室は、平成2年度に増設した経緯があるが、平成4年度から本格的に実施している旧ソ連抑留中死亡者遺骨収容の進展に伴い、既設の墓苑納骨室の残余容積が僅少となったため、将来の遺骨収容計画を踏まえた規模の納骨室増設を行う。	本屋(六角堂)裏正面の墓苑敷地内(2年度増設納骨室付近)に地下3階の納骨室を設置(容積290立方メートル)	78,370千円 (当初)
3	平成15年2月 (平成14年度)	苑内整備工 事	これまで墓苑は、六角堂の中央に据えられた陶棺に納められている代表遺骨を慰霊の象徴としていることから、六角堂と増設納骨室は一体のものとの考えに立っているが、増設納骨室の構造等に関して、種々要望が寄せられた。このため、関係遺族等の要望を踏まえ、国の施設として必要な改修を行う。	・外構整備 ・苑内標識整備 ・本屋造作等整備 ・休憩所造作等工事 ・六角堂と増設納骨室との一体感の醸成工事 ・増設納骨室の存在の明確化工事	100,275千円 (当初) ※厚生労働省 分のみ
4	平成25年3月 (平成24年度)	納骨室増築 工事	納骨室は、平成2年度及び平成11年度に増設した経緯があるが、既設の墓苑納骨室の残余容積が僅少となったため、将来の遺骨収容計画を踏まえた規模の納骨室増設を行う。	本屋(六角堂)裏正面の墓苑敷地内(2年度及び11年度増設納骨室付近)に地下3階の納骨室を設置(容積約3,900立方メートル)	443,589千円 (平成22年度 補正)

8 千鳥ヶ淵戦没者墓苑 ④

千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨状況	
平成31年3月末現在	
地 域	納骨数累計
北 辺	886
本土及び周辺(沖縄、硫黄島、方面不明)	13,703
中国(旧満州)	37,594
中国(除旧満州)、台湾	38,786
朝鮮	484
フィリピン	94,939
マレーシア、ベトナム、インドネシア	9,940
ミャンマー(旧ビルマ)、タイ、インド	36,105
中部太平洋、ニューギニア、ソロモン諸島、ビスマーク諸島	119,761
旧ソ連(含:本土、樺太及び占守島)	15,566
モンゴル	1,097
ノモンハン	283
合 計	369,144

9 遺骨の返還を受けた御遺族の感想

- 2018年11月15日(木) 信濃毎日新聞 「遺骨 70年余ぶり故郷へ」
 - 2018年12月22日(土) 朝日新聞 「遺骨 シベリアから帰郷」
- の各記事を掲載

※新聞記事のホームページへの掲載については、
許可を得られなかった等の理由により省略しております。

10 慰霊巡拝事業

趣旨

昭和51年度から、遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域等で、戦没者の慰霊を目的として慰霊巡拝を行っている。
なお、沈没した艦船等の戦没者に対しては、適宜船舶を使用して洋上での慰霊を実施している。

実施方法

- 慰霊巡拝は、旧主要戦域毎などに計画的に実施する。
- 慰霊巡拝団は、訪問地で相手国の事情の許す限り現地慰霊を行う。
- 慰霊巡拝団は、当該地域の戦没者を対象とした合同追悼式を行う。
- 参加者は遺族の代表として参加。費用の1／3を国が負担。交通手段のない僻遠の地への巡拝は、厚生労働省主催の慰霊巡拝事業が事実上唯一の方法。
- 平成25年度より、看護師の同行を実施。

実施状況

(平成31年3月末時点)

年 度	地 域	参加者
2014 (平成26)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、インド、東部ニューギニア、マリアナ諸島、トラック諸島	329
2015 (平成27)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、インドネシア、北ボルネオ、パラオ	346
2016 (平成28)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、樺太、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マリアナ諸島、ミャンマー	304
2017 (平成29)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、インドネシア、トラック諸島、マーシャル・ギルバート諸島	283
2018 (平成30)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、北ボルネオ、ビスマーク諸島、ミャンマー、パラオ	294

※ 戦没者の遺族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹、子・兄弟姉妹の配偶者、孫、甥・姪)に対し、旅費法に基づいて算出された外国旅費及び内国旅費の合計額の3分の1を補助。



ビスマーク・ソロモン諸島慰霊巡拝の様子



インドネシア慰霊巡拝の様子

11 慰霊巡拝事業の流れ

慰霊巡拝計画の策定

募集日程・人員

- ①募集
 - ・都道府県宛て参加遺族推薦依頼

参加者の取りまとめ

- ①参加遺族内定
 - ・名簿作成
 - ・参加遺族資料調査
 - ・健康状態の把握（診断書受領）
- ②業者入札準備
 - ・仕様書作成

参加者等の決定

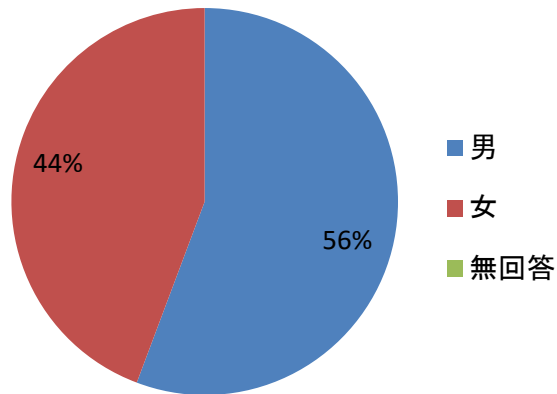
- ①参加者決定
 - ・補助金算出、支給
 - ・在外公館等便宜供与
 - ・「しおり」作成
 - ・「追悼の辞」作成
- ②業者決定

慰霊巡拝の実施

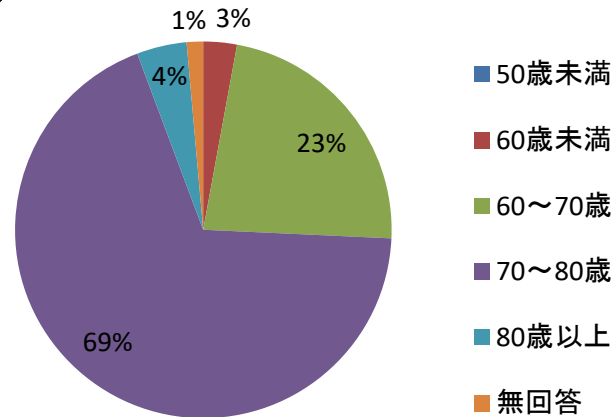
- ①結団式（説明会）
 - ・団長（職員）
 - ・団員（遺族、職員）
 - ・看護師、添乗員
- ②現地追悼式（現地慰霊）
- ③結果アンケート
- ④解団式

12 平成30年度フィリピン慰霊巡拝 参加遺族アンケート集計結果 ①

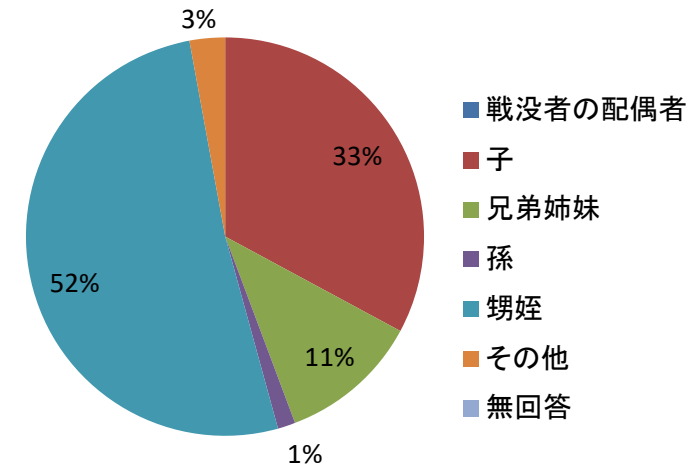
①性別



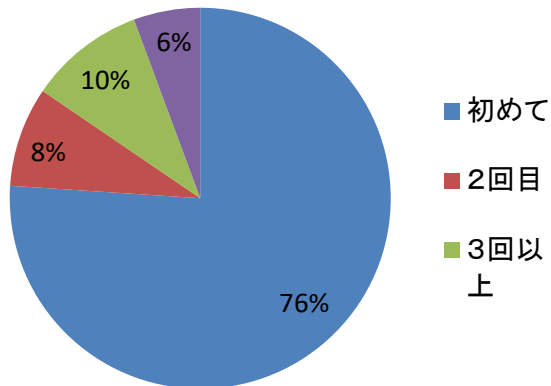
②年齢



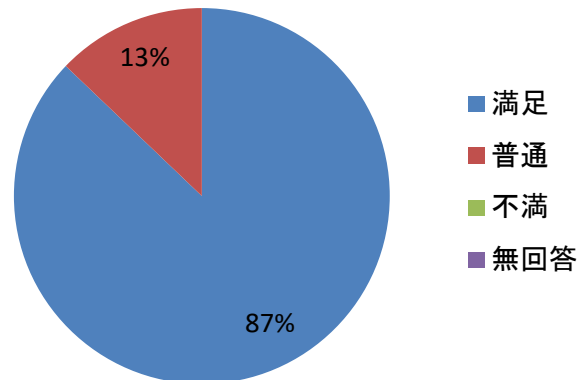
③戦没者との続柄



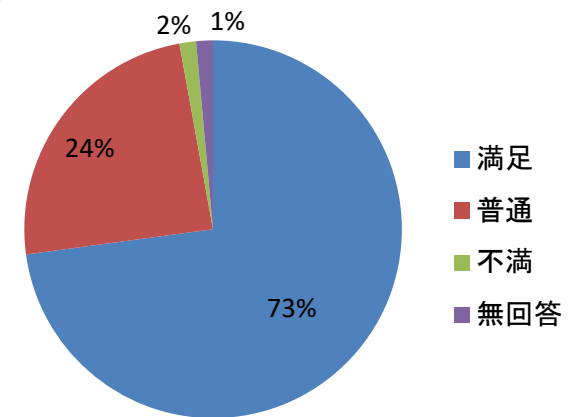
④当国への渡航回数



⑤慰霊巡拝全体の感想

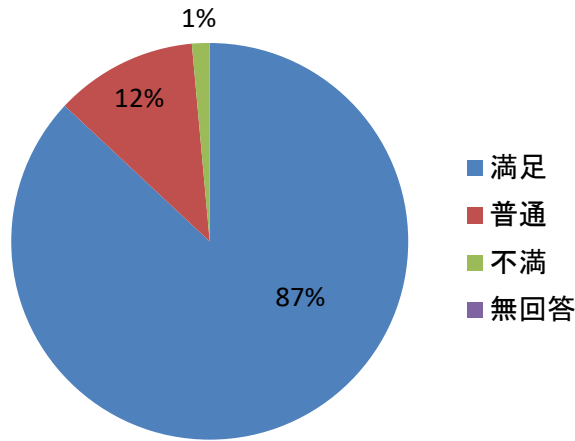


⑥日程の組み方

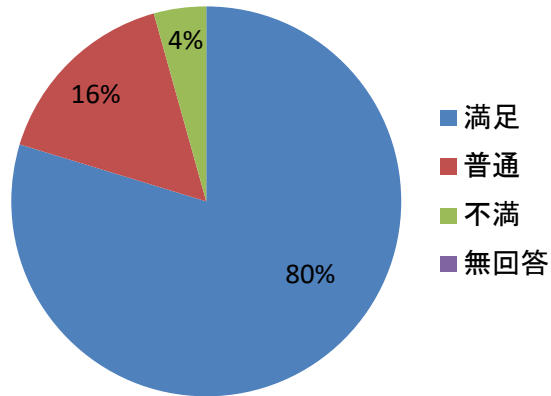


12 平成30年度フィリピン慰霊巡拝 参加遺族アンケート集計結果 ②

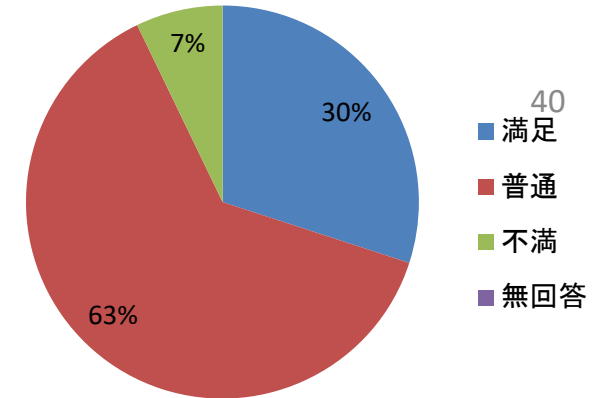
⑦現地慰霊について



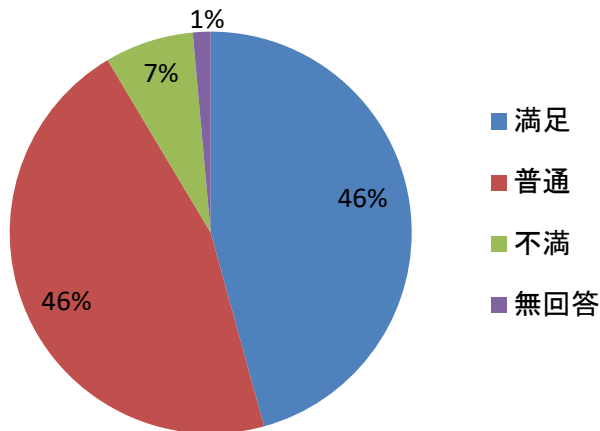
⑧合同追悼式について



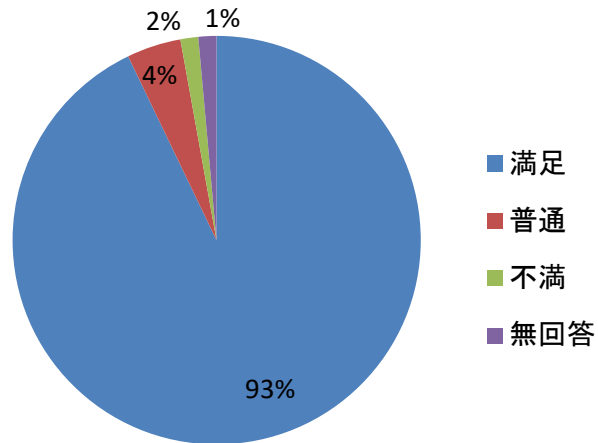
⑨宿泊先について



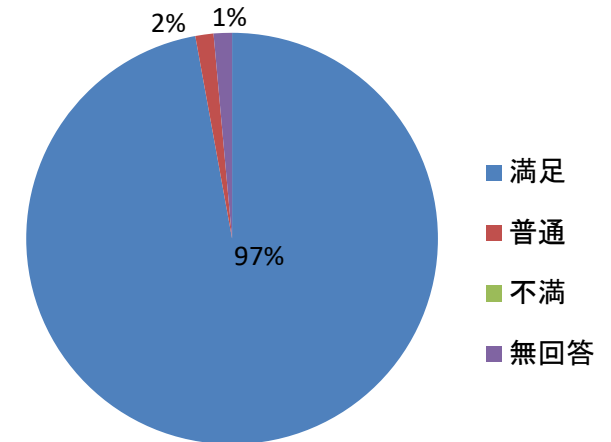
⑩食事について



⑪厚労省職員について

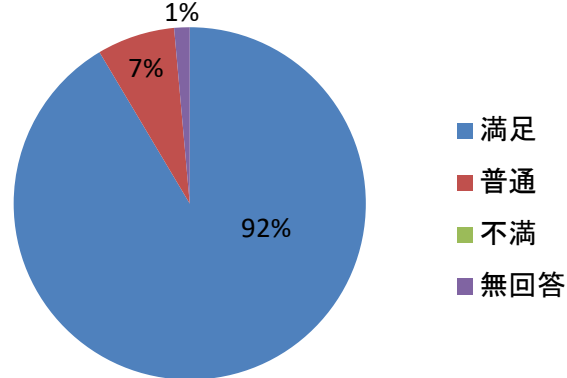


⑫添乗員について

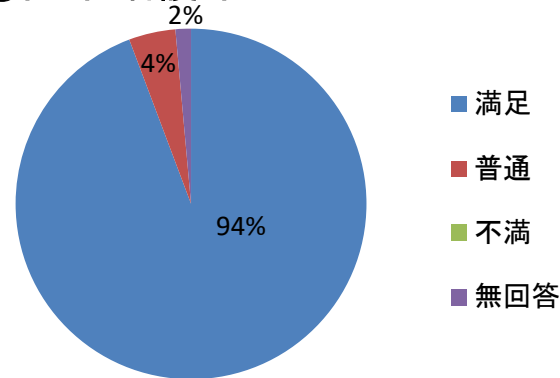


12 平成30年度フィリピン慰霊巡拝 参加遺族アンケート集計結果 ③

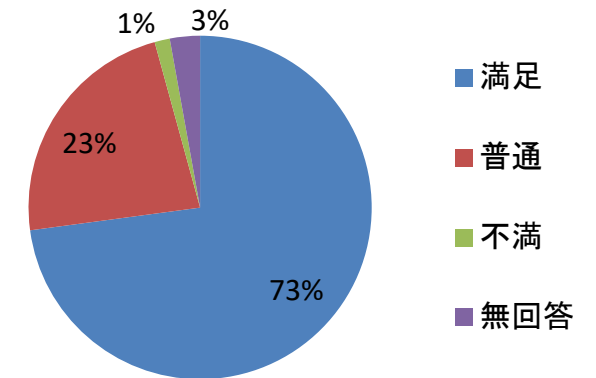
⑬現地通訳・ガイドについて



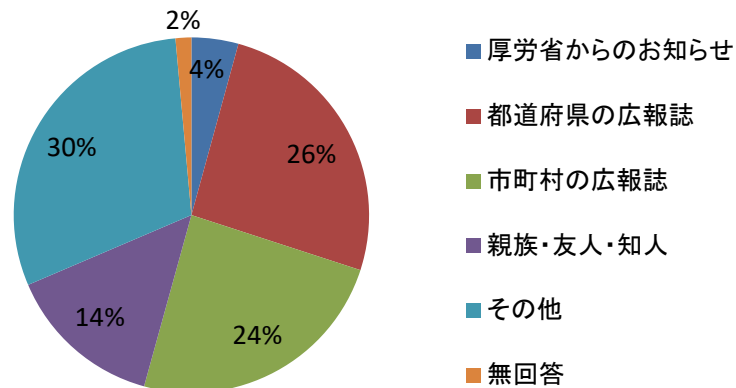
⑭医師・看護師について



⑮旅行代金について



⑯慰霊巡拝の募集をどこで知りましたか



⑰出発前、不安だったことは何でしたか

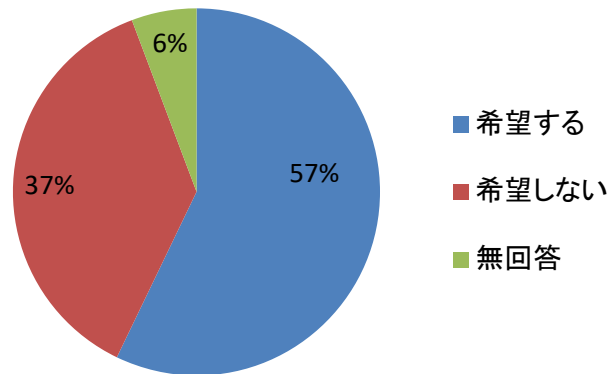
- ・食事・トイレ事情
- ・フィリピンの人たちの対日感情
- ・蚊取り線香・虫除けなど。実態をもう少し情報として欲しい。
- ・気候、バス移動(車酔い)、虫さされ
- ・初の海外旅行のため
- ・健康面
- ・遺品
- ・高齢のため、行動や食事について
- ・宿泊施設
- ・戦没地が不明のため、どこまで近づけるか
- ・荷物の量
- ・現地の様子
- ・初の渡航であること
- ・飛行機が怖い
- ・成田の利用が初めて
- ・初対面の人とうまくやっていけるか

12 平成30年度フィリピン慰霊巡拝 参加遺族アンケート集計結果 ④

⑱慰霊後、後悔が残った事は何でしたか

- ・フィリピンの国や国民の皆様を苦しめた事への贖罪をしてこなかったこと。
- ・戦没地の近くまで行きたかった。
- ・線香や供物等もっと用意しておけば良かった
- ・現地ガイドさんの説明では今まで戦中の聞いていた話とかなり違う。日本では真実を伝えられていない気がする。
- ・もっとフィリピンの事を勉強してくれば良かった。
- ・慰霊について、自分の思っていた事と周囲の人たちのギャップが多くて、周りの人たちの行動になじめなかった。
- ・現地のを何か持って帰りたいかった
- ・洋上慰霊を行いたかった
- ・もっとじっくり慰霊をしたかった
- ・忘れ物が多く、迷惑をかけてしまった

⑲再訪問を希望しますか



理由(希望する)

- ・フィリピンの皆様への感謝や平和への奉仕の為に訪問したい。
- ・もっとフィリピンや戦争の歴史を知りたい。
- ・洋上慰霊、より近い場所での慰霊を行うこと。
- ・今回で様子が分かったのでもし機会があれば満足いくようにしたい
- ・遺骨収集で参加したい
- ・3回目に挑戦したい
- ・他の親族と参加したい
- ・別の場所にも訪れたい
- ・慰霊祭に感動したから
- ・父の死の実感が湧かないから

理由(希望しない)

- ・健康面、年齢上の不安
- ・心残りが無い

12 平成30年度フィリピン慰霊巡拝 参加遺族アンケート集計結果 ⑤

②⑩ 今回の慰霊巡拝について、ご意見、お気づきの点があれば、お聞かせください

- ・スタッフの皆様の細やかなお心遣いの数々に心から感謝申し上げます。
- ・日本で想像していたよりもはるかに多くの感動と共感と発見、そして自分が今後何をすべきかの指針も頂きました。
- ・複数回参加される人もいるが、初めての子や孫を優先して欲しい。
- ・次世代へ伝える為にはできるだけ事実の姿を見て話を聞き、自分で問題意識を持つ事が大切と思った。
- ・人々の記憶にあるうちに、この企画を続ける事は意義があると思う。
- ・フィリピンの人々の死も無駄にしていけないと思い、お墓にもまた行きたいと思った。
- ・どの方(厚労省・添乗員・現地ガイド・ナース)も各々の役割をして下さって有難うございました。
- ・私たち以後の世代にも引き継いでいって欲しい。日比両国の発展・友情の促進に有効と思う。
- ・現地の方々の慰霊碑に1箇所が良いので頭を下げたかった。
- ・手厚いサポートの下、この旅に参加できて大変ありがたく、嬉しかったです。私の人生にひと区切り出来ました。ありがとう。
- ・現地ガイドの説明で、より鮮明に争いの模様がわかり、ありがたかったです。
- ・スタッフの皆様の本当に身に余るお世話をしていただき、本当に有難く思っています。
- ・コレヒドールに行けたら、戦争の跡が残っているので…。参加者はほとんど戦争を体験していないので、何かそんなものが分かる所があればと思います。
- ・追悼の言葉の中に、フィリピン国民の犠牲者への追悼も入れたらと思いました。
- ・「個人調査票」は今まで知らなかった略歴が分かり、大変有難く思いました。
- ・フィリピンの人たちは日本と許すと言って下さっているが、日本が自分の都合だけで侵入し多くのフィリピンの人たちを…ということに対しやはりフィリピン政府が建立したフィリピンに人たちの慰霊碑も訪れたかった。
- ・自由行動という枠をつくっていただけたなら…是非訪れたかった。
- ・次の参加まで5年待たなければいけないのは長すぎる(参加回数の少ない人も多いので難しいとは思いますが)。
- ・高齢者が多くハードスケジュールなので健康診断書の提出を義務づけるべき。
- ・他の乗客に迷惑をかけないように早めの判断が必要(派遣団注:ネグロス島で体調を崩され飛行機に乗れなかった御遺族のこと)。
- ・行程の全面外注による経費削減(職員7名は多すぎるのではないか)。
- ・初めて訪れるところが2ヶ所もあって良かった。同行職員の皆様には頭が下がります。
- ・戦争経験者がますます少なくなる中で、観光旅行化しないかが心配です。
- ・誠実な活動は必ず次世代につながると思います。
- ・充実した巡拝でした。スタッフの皆様ありがとうございました。
- ・大変ご苦労をお掛けし有り難うございました。
- ・慰霊場所の許可を取ったほうが良い。
- ・ホテルの水回りの施設がもっと良ければ良かった。
- ・食事の量が多い、油っぽい。
- ・遺骨の搜索が大変困難であることが分かった。
- ・これ以上日程が長いと体力が保たない。
- ・もっと多くの方に参加してもらえよう、PR等工夫して欲しい。
- ・予想していた以上に中味の充実した素晴らしい慰霊巡拝をありがとうございました。
- ・トイレ時間の対策をして欲しい。
- ・各自では行く事が出来ない所、この機会を設けていただき、良かったと思います。
- ・フィリピンの発展と共に慰霊が難しくなりそう。
- ・スタッフの皆様のご親切にお礼申し上げたい。
- ・合同追悼式でもふるさとの合唱をしてほしい。
- ・しおりにスマートフォンについての注意事項が欲しかった。
- ・ガイドから詳しい戦争の様子を聞くことができ、同じ思いの遺族と話せて良かった。
- ・式にもう少し統一感が欲しかった。歌をみんなで歌えれば良かった。

13 戦没者慰霊碑の建立状況

○ 旧主要戦域ごとに戦没者慰霊碑を建立している(15箇所)。慰霊巡拝の際の、現地追悼式の実施場所ともなる。

慰霊碑の名称	建立地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	昭 46 . 3 . 26
比島戦没者の碑	フィリピン共和国ラグナ州カリラヤ	昭 48 . 3 . 28
中部太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国(自治領) 北マリアナ諸島サイパン島マツピ	昭 49 . 3 . 25
南太平洋戦没者の碑	パプアニューギニア独立国 東ニューブリテン州ラバウル市	昭 55 . 9 . 30
ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市	昭 56 . 3 . 28
ニューギニア戦没者の碑	パプアニューギニア独立国 東セピック州ウエワク市	昭 56 . 9 . 16
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラブアン市	昭 57 . 9 . 30
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国 マジュロ島 マジュロ	昭 59 . 3 . 16
西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国ペリリュー州 ペリリュー島	昭 60 . 3 . 8
北太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国アラスカ州アッツ島 (アリューシャン列島)	昭 62 . 7 . 1
第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア共和国パプア州ビアク島パライ	平 6 . 3 . 24
インド平和記念碑	インド マニプール州インパール市 ロクパチン	平 6 . 3 . 25
日本人死亡者慰霊碑	ロシア連邦ハバロフスク地方 ハバロフスク市	平 7 . 7 . 31
樺太・千島戦没者慰霊碑	ロシア連邦サハリン州(樺太) スミルヌイフ	平 8 . 11 . 1
日本人死亡者慰霊碑	モンゴル国ウランバートル市	平 13 . 10 . 15



硫黄島戦没者の碑



比島戦没者の碑



中部太平洋戦没者の碑



南太平洋戦没者の碑



ビルマ平和記念碑



ニューギニア戦没者の碑



ボルネオ戦没者の碑



東太平洋戦没者の碑



西太平洋戦没者の碑



北太平洋戦没者の碑



第二次世界大戦慰霊碑



インド平和記念碑



日本人死亡者慰霊碑(ロシア)



樺太・千島戦没者慰霊碑



日本人死亡者慰霊碑(モンゴル)

考えられる論点

- 遺骨収集事業について、これまでの歩みをどのように評価するか。
- 遺骨収集事業について、集中実施期間の1／3を終えた現時点において、状況の確認・課題の整理を行う必要があるのではないか。また、事業自体について、国民の理解を深める努力が必要ではないか。
- 関係機関との連携について、戦没者遺骨収集推進法の趣旨を踏まえ、厚生労働省と指定法人の役割分担を明確にしつつ、指定法人の構成団体との連携をさらに深めていく必要があるのではないか。
- 指定法人(一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会)について、事務局の体制強化を図る必要があるのではないか。
- 遺骨調査団・収集団について、若い世代に参加いただけるよう工夫していく必要があるのではないか。また、参加者の安全・健康への配慮を十分に行っていく必要があるのではないか。
- 慰霊巡拝事業について、今後も御遺族の高齢化が進む中、御遺族の気持ちを尊重した事業とするために、不断の見直しを行っていく必要があるのではないか。

【推進法施行後の遺骨収集事業の進捗】

1 情報収集及び遺骨収容の状況

(情報収集、整理及び分析)

- 御遺骨の所在に関する情報が遺骨収集の出発点となることから、できるだけ正確で詳細な情報を収集する必要がある。
- 情報収集については、
 - ①戦友等からの情報提供
 - ②海外資料調査
 - ③現地調査の3つの方法がある。
- 近年は、戦友や現地住民からの情報が減少。
- 各国の公文書館における戦闘記録等の資料調査を平成21年度より実施し、平成29年度までに概ね終了。
- 平成30年度は資料の分析を実施。

(遺骨収容)

- 平成25年度前後までは、集団埋葬地の発見等により、毎年1,000柱以上の御遺骨を送還。
- 平成28年度以降は、遺骨情報の減少等を背景に、毎年1,000柱を下回る水準で推移している。
- 地域によっては、相手国の事情により、収容作業ができない地域もある。

2 海外資料調査 ①

海外資料調査とは

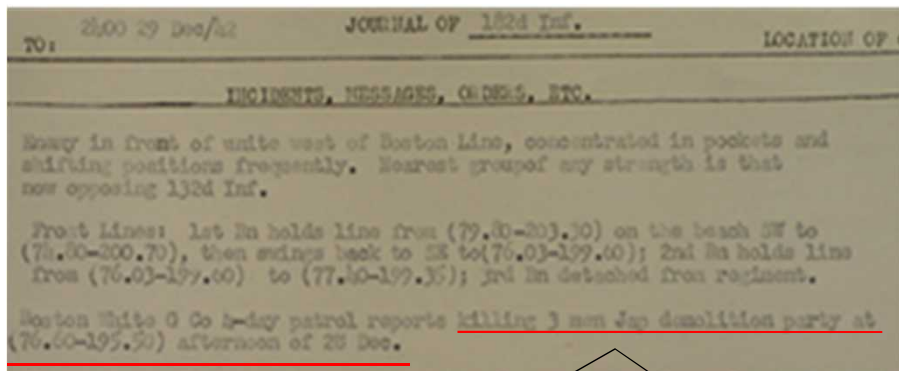
交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した、第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書、医療関係記録、捕虜関係記録、地図、写真、映像等から、日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集する。

平成28年度及び29年度に以下の施設で資料調査を実施。資料の閲覧を行い有効情報（埋葬、戦没に関する情報）と参考情報（手掛かりとなる情報）の記述のあるページを撮影。

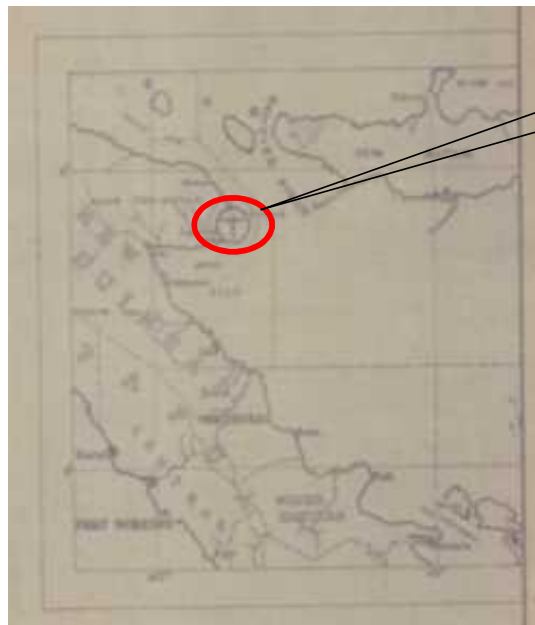
- アメリカ：国立公文書館、議会図書館（メリーランド州、ワシントン）
- オーストラリア：国立公文書館、戦争記念館、国立図書館（キャンベラ、メルボルン）
- イギリス：国立公文書館、帝国戦争博物館、大英図書館、国立陸軍博物館（ロンドン）
- ニュージーランド：国立公文書館、空軍資料館（ウェリントン、クライストチャーチ）

東部ニューギニア・フィンシュハーフェン地域における埋葬地の位置を示している。

↓ 資料実物（文章）



ソロモン諸島・ガダルカナル島において旧日本兵が亡くなった日時や場所を示していると思われる記述。



↑ 資料実物（地図）

↓ 米国国立公文書館外観

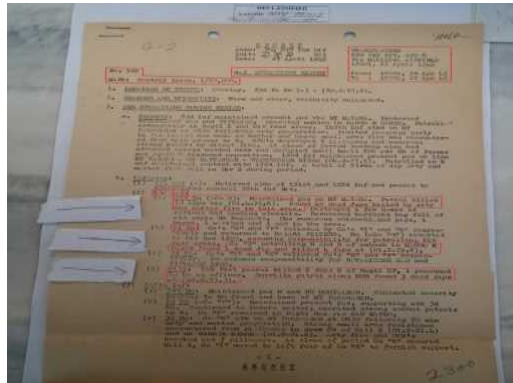


2 海外資料調査 ②

帰国後

取得した有効情報の精査、翻訳、整理、埋葬地点推定

【翻訳】



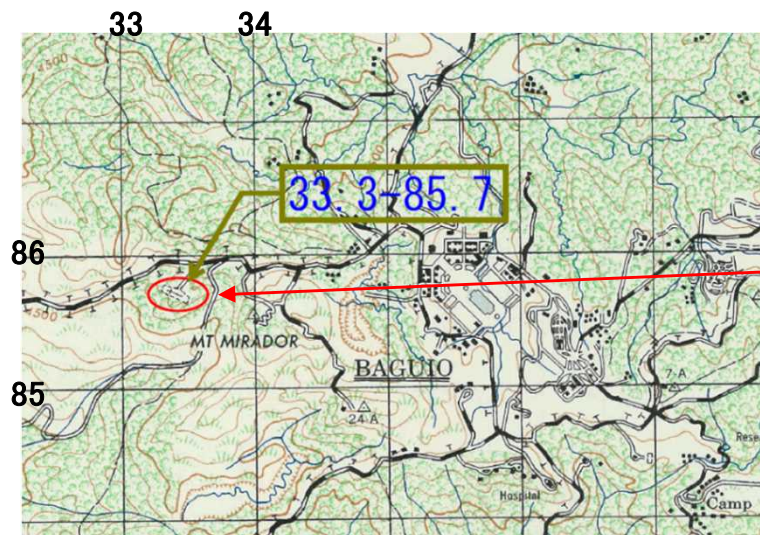
赤線の記述部分を翻訳

【整理】

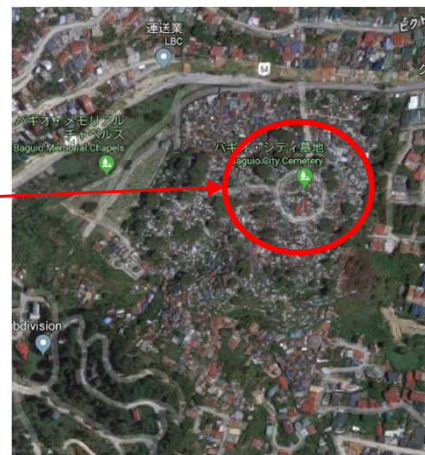
No.	ファイル情報										S情報					翻訳		
	取得年度	施設名	レコードグループ	資料名	軍/軍団/師団/その他	シリアルNo.	画像No.	日付(年/月/日)	戦闘部隊名	戦闘地域	(国)州・島名	埋葬場所	グリッド地図 地図ファイル名縮尺		グリッド番号	埋葬人数	埋葬箇所数(墓)	内容(簡易翻訳)
1	H26	米国公文書館	RG407	337-2.3(24322)G-2 Journal File - 37th INF DIV 2801-2900(21-24 Apr 45)"8632"	第37歩兵師団	825	PA110071	1945.4.23	E中隊	フィリピン	ルソン島ベンゲット州	33.3-85.7			33.3-85.7	不明	不明	E中隊は4月23日の遅い時間、33.3-85.7地点の墓地付近の敵のポジションを攻撃し、日本兵45人を殺害した

記述内容をエクセルで整理

【埋葬地点推定】



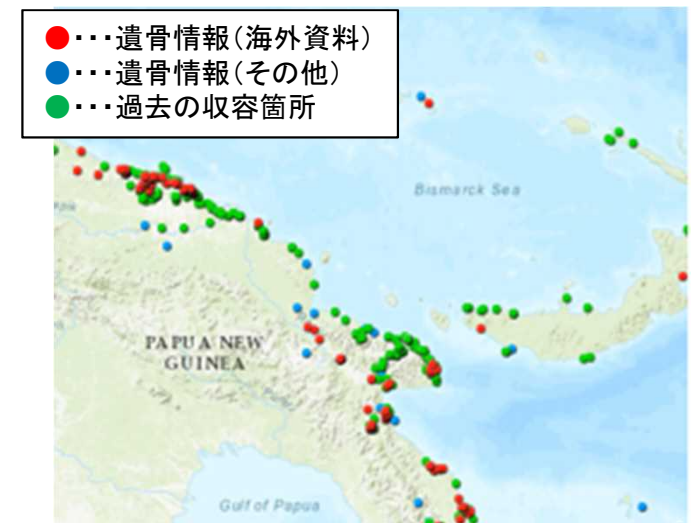
《グリッド地図》



《現在: Google》

グリッド番号等から対応するグリッド地図を探し埋葬地点を推定

【情報の可視化】



埋葬地点を推定した情報等を可視化

3 遺骨収集に必要な情報の収集・整理及び分析の概況 ①

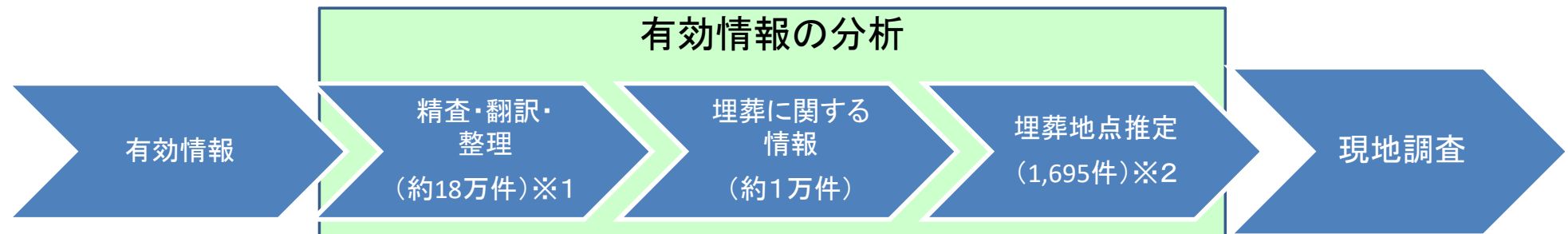
○各国の公文書館等における資料調査は概ね終了。今後は情報の分析、現地調査に重点。

(1) 各国の国立公文書館等における資料調査

	平成21～27年度		平成28年度		平成29年度		合 計			
	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	うち有効情報	うち参考情報
米国	24,235	86,330	8,798	24,002	7,680	52,594	40,713	162,926	100,811	62,115
豪州	6,208	38,116	4,505	19,317	633	2,863	11,346	60,296	24,471	35,825
英国	-	-	89	115	5,582	29,850	5,671	29,965	22,243	7,722
NZ	1,044	1,830	-	-	885	501	1,929	2,331	904	1,427
合計	31,487	126,276	13,392	43,434	14,780	85,808	59,659	255,518	148,429	107,089

有効情報：埋葬、戦没に関する情報
参考情報：その他手掛かりとなる情報

(2) 有効情報活用の流れ（平成31年3月末現在）



※1 1枚の資料中、複数の情報が含まれていることがあるため、枚数と件数は一致しない。

※2 有効情報のうち、埋葬地点に関する記述を含む情報を抽出・分析し、その地点を推定する。

3 遺骨収集に必要な情報の収集・整理及び分析の概況 ②

○有効情報の分析の結果推定された埋葬地点(戦域ごと)は以下のとおり。

※情報(場所や被埋葬者の人数等)の詳しさの程度は様々。過去に収容を行った場所と重なる可能性もある。

平成31年3月末現在

戦域	埋葬地点推定
フィリピン	625
マリアナ諸島	71
パラオ諸島	8
マーシャル・ギルバート諸島	7
東部ニューギニア	315
ビスマーク・ソロモン諸島	277
インドネシア	40
西イリアン	44
北ボルネオ	9
ミャンマー	82
インド	35
オーストラリア	3
沖縄	177
その他	2
計	1,695

3 遺骨収集に必要な情報の収集・整理及び分析の概況 ③

(3)GIS※を利用した情報の可視化

※GIS: Geographical Information System＝地理情報システム

海外資料調査で取得した情報、過去の遺骨収容実績及びその他の遺骨情報をGISを利用した地図上に表示し、厚生労働省と指定法人間で共有することで遺骨収集の推進を図っている。



(海外資料調査)

取得年度	施設名	シリーズNo.	コントロールシンボル	画像番号	日付	戦闘部隊名	埋葬場所	グリッド番号	埋葬人数	翻訳内容	戦域	備考
H28	豪州戦争記念館	AWM52	25. 3. 6. 9	page_02 page_11	1943. 9. 22	パプアニューギニア歩兵隊と第21旅団部隊	KAIAPIT CEMETARY カイアビット墓地	851900	50	日本兵の遺体は143名が数えられ、他の部隊によって埋葬された遺体が少なくとも50体あると見積もられた。	東部 ニューギニア	少なくとも10名の日本兵の将校と30名の下士官が殺害された。

(その他の遺骨情報)

情報内容			今後の対応	対応状況	補足情報	添付資料	記載者名
(国)・州・島名	遺骨発見場所	内容					
パプア ニューギニア	モロベ州 カイアビット	情報提供者から豪州軍による日本兵を埋葬した図面を入手。	H●●現地調査により確認する。	H●●細部を調査中	●●●	●●●	●●●

4 遺骨収容数の推移

政府派遣による戦没者遺骨収容状況（平成31年3月31日時点）

地 域	19年度まで	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計(単位：柱)
硫黄島	8,430	26	51	822	344	266	166	42	23	17	17	42	10,246
沖縄※1	50,646	80	173	128	159	103	262	194	111	29	7	18	51,910
中部太平洋	59,318		58	26	588	219	45	62	51	87	124	96	60,674
タイ・マレーシア・シンガポール	2,171												2,171
ミャンマー	31,021				7			1	11	10	12	30	31,092
北ボルネオ	1,585												1,585
インドネシア(西伊rianを除く)	826		10						2				838
西イリアン	8,758	108	291	216		134	282	61					9,850
フィリピン	84,331	1,230	7,740	6,289		1	1	1	4				99,597
東部ニューギニア	17,059	112	415	214	171	98	202	272	147	112	91	42	18,935
ビスマルク・カメルン諸島	26,853	148	102	165	280	298	1,433	650	508	326	457	494	31,714
インド	2,533				9						3		2,545
千島・樺太・アリューシャン	555	3		4		2	8	11	31	7	18	2	641
旧ソ連・モンゴル<抑留>	18,173	307	95	219	296	97	115	143	157	267	209	112	20,190
旧ソ連	16,672	307	95	219	296	97	115	143	157	267	209	112	18,689
モンゴル	1,501												1,501
中国東北地方（ノモンハンを含む）	1,101	24	30	14	129	4	5			20			1,327
中国本土	368												368
台湾・北朝鮮・韓国	674									1			675
ベトナム・カンボジア・ラオス	3												3
その他 ※2	184								1	1			186
地域不明 ※3	3					1	2		8	4	1		19
計 (柱)	314,592	2,038	8,965	8,097	1,983	1,223	2,521	1,437	1,054	881	939	836	344,566

※1 沖縄（平成30年度）については鑑定中のため暫定値であり、全体の合計に変更が生じる可能性がある

※2 その他は、ニューカレドニア、香港、オーストラリア、アメリカ

※3 地域不明区分の遺骨については、大使館等で受領した遺骨で収容した地域の情報がなくにより地域を特定できないもの

5 地域ごとの取組状況 ①

1 遺骨収集を推進する地域

＜※未収容遺骨には、海没等で収容困難な遺骨を含む＞

地域	統計・実績 (平成31年3月31日時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	・戦没者概数 188,100人 ・収容遺骨数 187,410柱 ※平成30年度分は鑑定中のため暫定値であり、今後変動の可能性有り。 ・未収容遺骨概数 90柱	・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・現在、海外資料調査により取得した情報(190件)を保有。 ・当該情報について現地調査を要する情報の精査中。そのうち整理済み情報(51件)を沖縄県と共有。現地調査を依頼。 ・米軍基地内での調査・収集は米側との協議が必要。	令和元年度は、引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を強化。
東京都小笠原村硫黄島	・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨数 10,450柱 ・未収容遺骨概数 11,450柱	・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・滑走路地区では、これまでのレーダ探査(地下10mまでの範囲)により確認された、①壕3か所の掘削・再確認、②反応箇所1798か所の掘削を実施。 ・地下10m超の深さにおける壕の有無や位置についての更なる探索が必要。 ・平成30年度遺骨収集(第2回は中止) 第1回:平成30年6月26日～7月11日 第3回:平成30年11月27日～12月12日 第4回:平成31年1月29日～2月13日 42柱を収容。	令和元年度は左記を踏まえ、 ・滑走路地区の地下壕について、①新たに開発した地中探査レーダにより地下15m程度まで、②面的なボーリング調査により地下20m程度までの壕の探査を行う。 ・滑走路地区周辺の壕について、構造の解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を行う。 ・滑走路地区周辺以外の地下壕についても、洗い出し、壕の解析等を進める。 ・7月、9月、11月、1月の約2週間、遺骨収集団を派遣予定。

5 地域ごとの取組状況 ②

地域	統計・実績 (平成31年3月31日時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨数 91,430柱 ・未収容遺骨概数 45,570柱	・現地調査及び海外資料調査により取得した情報(320件)を保有。 ・当該情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・平成30年度は3月1日から3月14日までの間遺骨収集を実施し、30柱を送還。	・令和元年度は保有情報に基づき、現地調査・遺骨収集を実施予定。
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 500柱 ・未収容遺骨概数 19,500柱 (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,170柱 ・未収容遺骨概数 26,130柱 (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,330柱 ・未収容遺骨概数 5,170柱	・マリアナ諸島全体で、現地調査及び海外資料調査により取得した情報(404件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・現在、グアム島内の3地区において収容した計13柱の遺骨について、グアム歴史保存局と受領時期を調整中。 ・平成30年7月、推進協会がグアム歴史保存局と覚書締結。	・令和元年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み遺骨収集の促進を図る。
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱	・現在在外公館等からの情報(2件)を保有。 ・米国側NGO団体が収容した遺骨を、現地に保管。米国側に、当該遺骨の鑑定書の提供を依頼中。	・令和元年度は、米国側の鑑定結果が得られた場合は、遺骨を送還予定。 ・また、現地調査による遺骨情報の収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。

5 地域ごとの取組状況 ③

地域	統計・実績 (平成31年3月31日時点)	現状・課題	今後の予定
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,200柱 ・未収容遺骨概数 7,000柱	・現在、パラオ諸島での現地調査及び海外資料調査により取得した情報（34件）を保有。 ・海外資料調査による情報については、アンガウル島集団埋葬地の場所を特定し遺骨収集を実施中。	・令和元年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・また、アンガウル島集団埋葬地の遺骨収集を重点的に取り組む。
トラック諸島	(トラック諸島) ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイアイ(メレヨン)環礁) ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱	・トラック諸島全体で、水曜島(チューク州トル島)で1箇所の埋葬地情報を保有。 ・平成30年7月、職員を現地に派遣し地権者と協議を行ったものの合意には至らず、現在ミクロネシア連邦政府が地権者と調整中。 ・平成30年11月、トラック諸島環礁内の沈没艦船内から3柱の遺骨を収容。	・トラック諸島水曜島(チューク州トル島)の未収容の遺骨について、引き続き相手国政府並びに地権者との協議を行い合意が得られ次第遺骨収集を実施。
東部ニューギニア	・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,410人 ・未収容遺骨概数 76,190柱	・現地調査及び海外資料調査により取得した情報（528件）を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・そのうち、豪州国立公文書館から取得した確度の高い情報(オロ州エオラクリーク地区)について、2度にわたる現地調査により旧日本軍塹壕跡275箇所を確認し、平成31年2月の遺骨収集では推定1柱の遺骨を収容。(収容した遺骨はパプアニューギニア国立博物館にて保管)	・令和元年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・エオラクリーク地区については、引き続き、旧日本軍塹壕跡の遺骨収集を行う。また、収容済の遺骨については、日本とパプアニューギニア双方の人類学者による法医学共同鑑定を実施予定。

5 地域ごとの取組状況 ④

地域	統計・実績 (平成31年3月31日時点)	現状・課題	今後の予定
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガタルカナル島	・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概 60,950柱 ・未収容遺骨概数 57,750柱	・現地調査及び海外資料調査により取得した情報（518件）を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・そのうち、現在、豪州国立公文書館から取得した確度の高い埋葬地情報（ブーゲンビル島スラターズノール地区、タロキナ地区）は現在取組中。	・令和元年度は、現地調査において保有遺骨情報の確認を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。 ・スラターズノール地区は現地関係者との調整終了次第、遺骨収集を実施、タロキナ地区については、引き続き、遺骨収集を実施する。
インド	・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨数 19,950柱 ・未収容遺骨概数 10,050柱	・在外公館等及び海外資料調査により取得した情報（244件）を保有。 ・そのうち、平成30年度はマニプール州及びナガランド州において現地調査を実施。	・令和元年度は保有情報に基づき、現地調査・遺骨収集を実施予定。
北ボルネオ	・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱	・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。 ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。	・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査を実施。

5 地域ごとの取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (平成31年3月31日時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連（ウズベキスタンを除く）	・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 18,700柱 ・未収容遺骨概数 34,300柱	・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報（58か所）を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・平成30年度は、7地域等において埋葬地調査を実施。また、4地域等において遺骨収容を実施し、112柱を送還。	・今後は、保有情報に基づき、可能な限り埋葬地調査を行うとともに、収容可能な埋葬地について順次収容を実施。 ・令和元年度は、8地域等において埋葬地調査を実施。 （①ハバロフスク地方、②ザバイカル地方、③イルクーツク州、④ブリヤート共和国、⑤ケメロボ州、⑥カザフスタン共和国、⑦タジキスタン共和国、⑧ジョージア） ・同様に、5地域等において遺骨収容を実施。 （①ハバロフスク地方、②ザバイカル地方、③イルクーツク州、④沿海地方、⑤カザフスタン共和国）
モンゴル	（モンゴル抑留中死亡者） ・戦没者概数 1,700人 ・収容遺骨概数 1,500柱 ・未収容遺骨概数 200柱 ※ ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。	・一部の埋葬地を除き概了。 ・民間団体等から寄せられた未確認の埋葬地に関する情報（1か所）を保有。（バローンハラー埋葬地）	・今後は、保有情報に基づき、埋葬地調査を行い、収容可能な埋葬地について収容を実施。 （令和元年7月上旬：モンゴル国埋葬地調査）
樺太・千島	・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,800柱 ・未収容遺骨概数 22,600柱 ※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。	・樺太について、民間団体等から寄せられた情報（2件）を保有。 ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。	・今年度もロシア側で遺骨収集を行う予定であるという情報があることから、日本人戦没者遺骨の引渡連絡があった場合は速やかに遺骨を受領。 （令和元年11月中旬：樺太遺骨調査・収集）

5 地域ごとの取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (平成31年3月31日時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱	・保有情報はなし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に162柱を収容。	・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボジア・ラオス	・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱	・保有情報はなし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。	・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
韓国・台湾	(韓国) ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 (台湾) ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 ※) 戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。	・保有情報はなし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 ②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。	・今後は、在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。

5 地域ごとの取組状況 ⑦

2 戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域

地域	統計・実績 (平成31年3月31日時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱	・これまでの現地調査等及び海外資料調査により取得した情報(697件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進めてきたが、平成30年5月8日に厚生労働省とフィリピン政府との間で、遺骨収集に係る協力覚書が取り交わされた。この協力覚書に基づき、同年10月に、旧日本兵のものと思われる遺留品と一緒に発見されフィリピン国内に保管されていた遺骨の調査を再開し、採取した検体について人種特定のためのDNA鑑定を行っており、今後、この結果を踏まえ、フィリピンの関係機関と協議を行う。 ・フィリピン国立博物館に保管中の遺骨は、覚書の協議に併行して、フィリピン側の協力を得て遺骨の鑑定を実施中。	・協力覚書に基づき、派遣の日程や場所、作業手順、必要な許可等について、厚生労働省とフィリピン政府関係機関で構成される計画会議での決定の基づき、現地調査を実施し、できるだけ早く遺骨を日本に送還する。
中国本土、中国東北部 (ノモンハンを含む)	(中国本土) ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 (中国東北部) ※ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(11件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、中国当局からの許可が下りないことから、遺骨収容は実施できていない。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・平成16年度から28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱のご遺骨を送還。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・新たな遺骨情報があった場合に適切に対応する。

5 地域ごとの取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (平成31年3月31日時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア (西イリアンを含む)	・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱	・現地調査及び海外資料調査により取得した情報(180件)保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・西イリアンにおける戦没者の遺骨収集を再開するための、<u>インドネシア政府との国際約束については、平成31年3月に、交渉妥結に至った。</u>	・日尼間の国際約束の締結に向け最大限努力し、締結され次第、保有情報に基づく現地調査・遺骨収集を実施。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ミリ環礁	・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱	・在外公館及び海外資料調査から取得した情報(11件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、踏査による現地調査が必要があるが、同島(米軍基地)の立ち入り及び調査に係る米軍側の許可取得が必要。 ・在外公館から提供されたウォッゼ島の遺骨情報については、平成30年11月に現地調査を実施し遺骨を現認、31年2月に48柱を収容し日本に送還。	・クエゼリン島については、米軍基地内の遺骨埋葬場所が絞り込めた場合は、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。 ・令和元年度は、ウォッゼ島の遺骨情報を中心に遺骨収集の促進を図る。
ウズベキスタン	・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱	・ウズベキスタン国内に15か所の埋葬地情報を保有。 ・宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない。	・引き続き、外務省とも連携し、機会を捉えて遺骨収集の実現に向けた働きかけを行う。
バングラデシュ	保有している統計なし	・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報(2か所)を保有。 ・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせている。	・今後は、外務省等関係行政機関と連携し、治安情勢を踏まえて遺骨収集を実施。

5 地域ごとの取組状況 ⑨

地域	統計・実績 (平成31年3月31日時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島（アッツ島）	・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱	・現地調査等により未確認墓地の情報（4か所）を保有。 ・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。現在は無人島のため、現地調査・遺骨収集の実施までに、①現状把握、②環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要。（米国側からの連絡） ・加えて、厳しい気象条件（極寒地、濃霧等天候不順）、地理的条件（宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など）への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。	・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。
北朝鮮	・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱	・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。	・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

6 海外資料調査、現地調査、遺骨収集派遣実施状況 ①

1 海外資料調査

【平成 28 年度】

国名	調査施設	派遣期間	調査ファイル数	取得資料枚数
アメリカ	【厚生労働省が実施】			
	米国国立公文書館	H28. 6. 27～7. 22 (26 日間)	850	1,188
		H28. 7. 18～8. 12 (26 日間)	2,708	3,106
		H28. 8. 8～8. 26 (19 日間)	929	1,954
		H28. 8. 22～9. 16 (26 日間)	180	1,611
		H28. 9. 5～9. 30 (26 日間)	334	1,575
		H28. 9. 28～10. 14 (17 日間)	527	1,356
		H28. 10. 11～11. 6 (27 日間)	902	3,185
	小計		6,430	13,975
	【指定法人が実施】			
	米国国立公文書館	H28. 10. 31～11. 25 (26 日間)	337	2,740
		H28. 11. 22～12. 16 (25 日間)	554	2,164
		H29. 1. 24～2. 7 (15 日間)	204	1,635
		H29. 2. 3～2. 24 (22 日間)	542	582
		H29. 2. 21～3. 10 (18 日間)	731	2,906
	小計		2,368	10,027
計			8,798	24,002
オーストラリア	【厚生労働省が実施】			
	豪州戦争記念館	H28. 6. 26～7. 22 (27 日間)	292	2,976
		H28. 7. 17～8. 12 (27 日間)	1,004	2,860
		H28. 8. 7～8. 26 (20 日間)	495	1,446
		H28. 8. 22～9. 8 (18 日間)	155	763
		H28. 9. 4～9. 21 (18 日間)	159	1,085
		H28. 9. 18～10. 7 (20 日間)	347	4,607
	小計		2,452	13,737
	【指定法人が実施】			
	豪州国立公文書館	H28. 11. 1～11. 25 (25 日間)	770	3,319
		H28. 11. 21～12. 16 (26 日間)	802	284
	豪州戦争記念館、豪州国立公文書館	H29. 1. 14～3. 2 (48 日間)	481	1,977
	小計		2,053	5,580
計			4,505	19,317
イギリス	【厚生労働省が実施】			
	英国国立公文書館	H28. 11. 30～12. 5 (6 日間)	89	115
合計			13,392	43,434

【平成 29 年度】

国名	調査施設	派遣期間	調査ファイル数	取得資料枚数
アメリカ	【指定法人が実施】			
	米国国立公文書館	H29. 5. 15～6. 10 (27 日間)	569	6,784
		H29. 6. 5～7. 1 (27 日間)	320	4,243
		H29. 6. 26～7. 22 (27 日間)	365	7,076
		H29. 7. 19～8. 13 (26 日間)	408	7,114
		H29. 8. 10～9. 3 (25 日間)	303	7,424
		H29. 8. 31～9. 27 (28 日間)	1,274	7,154
		H29. 9. 24～10. 20 (27 日間)	1,375	1,790
		H29. 10. 17～11. 11 (26 日間)	1,790	1,961
		H29. 11. 8～12. 1 (24 日間)	836	901
		H29. 11. 28～12. 22 (25 日間)	440	8,147
計			7,680	52,594
オーストラリア	【指定法人が実施】			
	豪州国立公文書館メルボルン分館	H29. 5. 22～6. 16 (26 日間)	595	2,202
	【厚生労働省が実施】			
	豪州国立公文書館、豪州国立図書館、豪州戦争記念館	H29. 10. 15～10. 26 (12 日間)	38	661
計			633	2,863
イギリス	【指定法人が実施】			
	英国国立公文書館	H29. 8. 1～8. 25 (25 日間)	372	1,666
	英国国立公文書館、帝国戦争博物館	H29. 8. 21～9. 15 (26 日間)	642	2,394
	英国国立公文書館	H29. 9. 11～10. 6 (26 日間)	879	7,401
	英国国立公文書館	H29. 10. 2～10. 27 (26 日間)	1,387	5,489
	英国国立公文書館、帝国戦争博物館、大英図書館	H29. 10. 23～12. 2 (41 日間)	2,302	12,900
計			5,582	29,850
ニュージーランド	【厚生労働省が実施】			
	ニュージーランド国立公文書館	H29. 11. 27～12. 9 (13 日間)	567	93
	ニュージーランド空軍資料館	H30. 1. 21～1. 27 (7 日間)	21	76
	ニュージーランド国立公文書館	H30. 2. 25～3. 10 (14 日間)	297	332
計			885	501
合計			14,780	85,808

6 海外資料調査、現地調査、遺骨収集派遣実施状況 ②

2 現地調査

【平成 28 年度】

調査地域	実施団体	派遣場所	派遣期間
ミャンマー	特定非営利活動法人 JYMA 日本青年遺骨 収集団	ネービードー市	H28. 10. 31～11. 12 (13 日間)
		ネービードー市	H28. 12. 10～12. 18 (9 日間)
		チン州	H29. 1. 24～2. 9 (17 日間)
パラオ諸島	水戸二連隊ペリリュー 島慰霊会	ペリリュー島	H28. 6. 13～6. 23 (11 日間)
		ペリリュー島、 アンガウル島	H28. 9. 5～9. 14 (10 日間)
		ペリリュー島	H29. 2. 11～2. 22 (12 日間)
東部ニューギ ニア	一般財団法人日本 遺族会	東セビック州、 サンダウン州	H28. 7. 23～8. 6 (15 日間)
		モロベ州	H28. 9. 7～9. 21 (15 日間)
		オロ州	H28. 10. 29～11. 12 (15 日間) (注 1)
		東セビック州、 サンダウン州	H28. 12. 10～12. 24 (15 日間)
		モロベ州	H29. 1. 14～1. 28 (15 日間)
ビスマーク・ソ ロモン諸島	一般財団法人日本 遺族会	ブーゲンビル島	H28. 8. 20～9. 3 (15 日間) (注 1)
		ニューブリテン島、 ニューアイルランド島	H28. 9. 14～9. 28 (15 日間)
		ビエズ島、マサマサ島、 チョイセル島、ガダルカ ナル島、ラッセル島	H28. 11. 19～12. 3 (15 日間)
		ニューアイルランド島、 ポアン島、マサヘット島	H29. 2. 4～2. 18 (15 日間)
		ブーゲンビル島	H29. 3. 4～3. 18 (15 日間) (注 1)

(注 1) 豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施。

【平成 29 年度】いずれも指定法人（一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会）が実施。

調査地域	派遣場所	派遣期間
ミャンマー	サガイン地域、 チン州	H29. 5. 15～5. 22 (8 日間)
	サガイン地域	H29. 9. 13～9. 23 (11 日間)
	サガイン地域、 チン州	H29. 12. 3～12. 17 (15 日間)
	シャン州	H30. 2. 12～2. 24 (13 日間)
マリアナ諸島	テニアン島、サイパン島	H29. 6. 1～6. 11 (11 日間)
	グアム島	H29. 7. 6～7. 13 (8 日間)
	サイパン島	H29. 8. 17～8. 27 (11 日間)
	テニアン島	H29. 9. 14～9. 24 (11 日間)
	サイパン島、テニアン島	H29. 11. 20～11. 25 (6 日間)
パラオ諸島	ペリリュー島	H29. 5. 20～5. 31 (12 日間)
	ペリリュー島	H29. 7. 22～8. 2 (12 日間)
	ペリリュー島、アンガウル島	H29. 11. 28～12. 17 (20 日間) (注 1)
東部ニューギ ニア	オロ州	H29. 10. 14～10. 28 (15 日間) (注 2)
	マダン州	H29. 10. 18～11. 1 (15 日間)
	東セビック州、サンダウン州	H29. 11. 11～11. 29 (19 日間)
	オロ州	H29. 12. 6～12. 13 (8 日間) (注 2)
	モロベ州	H30. 1. 20～2. 3 (15 日間) (注 3)
ビスマーク・ ソロモン諸島	ガダルカナル島、マサマサ島、 ビエズ島、モノ島、チョイセル島	H29. 7. 22～8. 5 (15 日間)
	ブーゲンビル島	H29. 9. 30～10. 14 (15 日間) (注 1) (注 2)
	ガダルカナル島、 ニュージョージア島、 ペララペラ島、マライタ島	H29. 11. 11～11. 25 (15 日間)
	ブーゲンビル島	H30. 1. 13～1. 28 (16 日間) (注 2)
	ブーゲンビル島	H30. 2. 3～2. 17 (15 日間) (注 2)
	ニューアイルランド島	H30. 2. 24～2. 28 (5 日間)

(注 1) 米国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(注 2) 豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(注 3) 豪州国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

6 海外資料調査、現地調査、遺骨収集派遣実施状況 ③

【平成30年度】

調査地域	派遣場所	派遣期間
【指定法人が実施】		
ミャンマー	ザガイン管区、シャン州	10.20～11.9 (21日間)
	ザガイン管区	12.19～12.27 (9日間)
	シャン州	1.21～2.3 (14日間)
	マンダレー地方域	2.6～2.17 (12日間)
パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島	5.27～6.6 (11日間) (注1)
	ペリリュー島、アンガウル島	7.12～7.26 (15日間) (注1)
	ペリリュー島、アンガウル島	9.19～10.1 (13日間) (注1)
	ペリリュー島、アンガウル島	3.3～3.13 (11日間) (注1)
東部ニューギニア	オロ州	6.9～6.16 (8日間) (注2)
	オロ州	7.14～7.25 (12日間) (注2)
	東セピック州、サンダウン州	8.25～9.12 (19日間) (注2)
	マダン州	11.24～12.6 (13日間) (注2)
	モロベ州	12.8～12.20 (13日間) (注2)
	モロベ州	1.12～1.27 (16日間) (注2)
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	6.16～6.27 (12日間)
	ブーゲンビル島	7.21～8.9 (20日間) (注2)
	ガダルカナル島、マライタ島	9.15～9.30 (16日間)
	ガダルカナル島、チョイセル島、マサマサ島、ピエズ島	11.14～11.28 (15日間)
	ブーゲンビル島	11.24～12.9 (16日間)
	ブーゲンビル島	1.26～2.9 (15日間) (注2)
インド	マニプール州、ナガランド州	10.14～10.30 (17日間) (注3)
	マニプール州、ナガランド州	1.27～2.8 (13日間)
マーシャル諸島	ウオツゼ島	11.4～11.16 (13日間)
マリアナ諸島	テニアン島	6.6～6.25 (20日間)
	グアム島	7.6～7.12 (7日間)
	サイパン島	8.19～8.30 (12日間)
	グアム島	10.1～10.11 (11日間)
	サイパン島、テニアン島	1.21～1.24 (4日間)
	テニアン島	3.17～3.28 (12日間)

【厚生労働省が実施】

旧ソ連	ハバロフスク地方	5.27～6.5 (10日間)
	ザバイカル地方	5.29～6.10 (13日間)
	クラスノヤルスク地方	6.10～6.19 (10日間)
	ブリヤート共和国・イルクーツク州	6.24～7.5 (12日間)
	アムール州	7.8～7.17 (10日間)
フィリピン	カザフスタン共和国	10.15～11.1 (18日間)
	ヌエバビスカヤ州、タルラク州	10.9～10.17 (9日間) (注1)
	ブラカン州、リサル州、サンパレス州、バターン州	1.23～1.30 (8日間)
日本	鹿児島県西之表市馬毛島	10.30～11.2 (4日間)

(注1) 米国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(注2) 豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(注3) 英国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

6 海外資料調査、現地調査、遺骨収集派遣実施状況 ④

3 遺骨収集

【平成28年度】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数（収容場所）
日本	【厚生労働省が実施】		
	沖縄	H28. 4. 11～6. 8（59日間）	3
	硫黄島	H28. 6. 7～6. 22（16日間）	1
		H28. 9. 27～10. 12（16日間）	8
	【指定法人が実施】		
	硫黄島	H28. 11. 21～12. 7（17日間）	4
		H29. 1. 17～2. 2（17日間）	4
	【沖縄県が実施】		
	沖縄		26
マリアナ諸島	【厚生労働省が実施】		
	テニアン島、サイパン島	H28. 8. 22～9. 1（11日間）	33
ギルバート諸島	【厚生労働省が実施】		
	キリバス共和国	H28. 7. 20～7. 28（9日間）	21
ビスマーク・ソロモン諸島	【厚生労働省が実施】		
	ガダルカナル島	H28. 9. 4～9. 10（7日間）	(124)
	【指定法人が実施】		
	ガダルカナル島	H28. 11. 27～12. 5（9日間）	(26) 150 (注1)
	ニューアイルランド島、ニューブリテン島、ブーゲンビル島	H29. 3. 10～3. 22（13日間）	173
旧ソ連	【厚生労働省が実施】		
	ハバロフスク地方	H28. 7. 12～7. 27（16日間）	20
	ザバイカル地方	H28. 7. 17～8. 3（18日間）	114
	ブリヤート共和国	H28. 8. 30～9. 13（15日間）	7
	ハバロフスク地方	H28. 9. 4～9. 20（17日間）	52
	ハバロフスク地方	H28. 10. 11～10. 25（15日間）	74
樺太（注2）	樺太	H28. 10. 30. ～11. 6（8日間）	7
モンゴル	【厚生労働省が実施】		
	ノモンハン	H28. 8. 23～9. 5（14日間）	20
韓国	【厚生労働省が実施】		
	済州島	H28. 11. 27～12. 1（5日間）	1

アメリカ（注3）	【厚生労働省が実施】		
	マサチューセッツ州	H28. 9. 7～9. 16（10日間）	1（ビスマーク・ソロモン諸島）
	ニューヨーク州		1（マリアナ諸島）
	ジョージア州		1（マーシャル諸島）
	イリノイ州		1（ビスマーク・ソロモン諸島）
	ワシントンD.C		2（マリアナ諸島）
			1（ビスマーク・ソロモン諸島）
	ワシントンD.C	H29. 2. 14～3. 10（25日間）	2（不明）
	ワシントンD.C	H29. 2. 14～3. 10（25日間）	1（マリアナ諸島）
	カリフォルニア州	H29. 3. 13～3. 17（5日間）	2（マリアナ諸島）
	カリフォルニア州	H29. 3. 13～3. 17（5日間）	2（不明）
パラオ諸島	【指定法人が実施】		1（アメリカ）
	ベリリュー島、アンガウル島	H28. 11. 28～12. 9（12日間）	15
トラック諸島	【指定法人が実施】		
	チューク州トル島	H29. 3. 11～3. 23（13日間）	11
ミャンマー	【指定法人が実施】		
	チン州	H29. 3. 8～3. 23（16日間）	9
東部ニューギニア	【指定法人が実施】		1（マグウェイ州）
	オロ州、モロベ州、東セビック州	H29. 2. 8～2. 22（15日間）	112
合計			881

（注1）指定法人が、厚生労働省が収容したものも含めて送還した。

（注2）樺太は、ロシアの民間団体が収集した遺骨を受領するために派遣したもの。

（注3）アメリカは、元米軍兵が持ち帰った遺骨を受領するために派遣したもの。ただし、カリフォルニア州の「1（アメリカ）」については、アメリカ本土収容地で埋葬された遺骨を受領するために派遣したもの。

6 海外資料調査、現地調査、遺骨収集派遣実施状況 ⑤

【平成 29 年度】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数（収容場所）
日本	【指定法人が実施】		
	硫黄島	H.29.9.21～29.10.3（13日間）	1
		H.30.1.30～30.2.15（17日間）	16
	【沖縄県が実施】		
	沖縄		9
ミャンマー	【指定法人が実施】		
	サガイン地域 シャン州	H30.3.7～3.22（16日間）	4 8
マリアナ諸島	【指定法人が実施】		
	サイパン島、テニアン島	H30.1.31～2.9（10日間）	39
パラオ諸島	【指定法人が実施】		
	ペリリュー島	H30.2.24～3.8（13日間）	79
トラック諸島	【指定法人が実施】		
	チューク州トル島	H29.9.9～9.19（11日間）	0
東部ニューギニア	【指定法人が実施】		
	オロ州、サンダウン州、東セピック州、モロベ州、マダン州	H30.2.14～3.1（16日間）	83
ビスマーク・ソロモン諸島	【指定法人が実施】		
	ガダルカナル島	H29.10.21～11.2（13日間）	137
	ブーゲンビル島	H30.3.7～3.22（16日間）	315
インド	【指定法人が実施】		
	マニプール州	H29.11.5～11.16（12日間）	3
旧ソ連	【指定法人が実施】		
	アムール州	H29.7.4～7.19（16日間）	24
	ハバロフスク地方	H29.7.4～7.19（16日間）	31
	ハバロフスク地方	H29.7.25～8.9（16日間）	35
	クラスノヤルスク地方	H29.7.25～8.9（16日間）	27
	ザバイカル地方	H29.7.25～8.9（16日間）	92
樺太（注1）	樺太	H29.11.14～11.21（8日間）	18（注2）
アメリカ（注3）	【厚生労働省が実施】		
	ハワイ州	H29.12.4～12.7（4日間）	5（ビスマーク・ソロモン諸島） 8（東部ニューギニア）
	カリフォルニア州	H30.3.7～3.9（3日間）	6（マリアナ諸島） 1（不明）
合計			941

（注1）樺太は、ロシアの民間団体が収集した遺骨を受領するために派遣したもの。

（注2）18柱のうち、15柱は、千島（占守島）で収容されたもの。

（注3）アメリカは、元米軍兵が持ち帰った遺骨を受領するために派遣したもの。

【平成 30 年度】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数
日本	【沖縄県が実施】		
	沖縄		18（注１）
	【指定法人が実施】		
	硫黄島	6.26～7.11（16日間）	29
		11.27～12.12（16日間）	6
1.29～2.14（17日間）		7	
ミャンマー	シャン州、 マンダレー地方域	3.1～3.14（14日間）	30
パラオ諸島	ペリリュー島、 アンガウル島	12.1～12.13（13日間）	45
トラック諸島	チューク州	10.30～11.8（10日間）	3
東部ニューギニア	オロ州、東セピック州、 マダン州、モロベ州	2.13～2.28（16日間）	42（注２）
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	9.12～9.30（19日間）	88
	ブーゲンビル島、 ニューブリテン島	2.27～3.14（15日間）	406
旧ソ連	ハバロフスク地方	7.24～8.8（16日間）	43
	ザバイカル地方	7.23～8.8（17日間）	27
	クラスノヤルスク地方	8.7～8.22（16日間）	11
	ブリヤート共和国	8.7～8.22（16日間）	0
	ハバロフスク地方	8.28～9.12（16日間）	31
樺太（注３）	樺太	11.14～11.22（9日間）	2
マーシャル諸島	ウオツゼ島	2.20～3.7（16日間）	48
合計			836

（注1）沖縄については現在柱数を確定中のため暫定値である。そのため全体の合計にも変更が生じる可能性がある。

（注2）42柱のうち、3柱については豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施のうえ収容し、送還したもの。

（注3）樺太は、ロシアの民間団体が収集した遺骨を受領するために派遣したもの。

7 硫黄島に係る遺骨収集方針等

「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」

- ・滑走路地区の未探索の壕(1箇所)の掘削及び探索済みの壕(2箇所)の再確認。
- ・滑走路地区の高性能地中探査レーダの反応箇所は、できる限り速やかに、全て掘削。
- ・上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の掘削・遺骨収容。
- ・滑走路地区の掘削・遺骨収容と並行して、外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施。

〔平成25年12月11日硫黄島に係る遺骨収集
帰還推進に関する関係省庁会議決定〕

「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」

1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容を実施。
 - ・未探索の壕1箇所の掘削、探索済みの壕2箇所の再確認。【平成26～31年度】
 - ・滑走路地区の探査レーダ反応箇所1,798箇所を全て掘削。【平成26～29年度】
 - ・滑走路周辺部等で確認されている探索済みの壕について、構造解析を行い、閉塞地点の地上部分でボーリング調査等を実施。【平成30～31年度】
 - ・改良型地中探査レーダの開発、同レーダによる滑走路地区の再探査及び面的なボーリング調査。【平成30～31年度】
 - ・庁舎地区の探査レーダ反応箇所1,559箇所を全て掘削。【平成30～31年度】
2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容を実施。【平成26～31年度】
3. 平成23年度から25年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を実施。【平成26～31年度】
4. 滑走路地区周辺以外で確認されている探索済みの壕について、構造解析を行い、閉塞地点の地上部分でボーリング調査等を実施【平成30～31年度】

平成26年3月26日硫黄島に係る遺骨収集
帰還推進に関する関係省庁会議決定
平成27年4月14日同会議修正
平成29年4月13日同会議修正
平成30年4月10日同会議修正
平成31年4月19日同会議修正

※ 掘削及び遺骨収容の状況は随時、厚生労働省のホームページで公表。

「平成31年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」

1. 滑走路地区及び庁舎地区について、次のとおり実施。
 - ①未探索の壕(1箇所)の調査結果を踏まえ、閉塞地点の先の掘削方法を検討する等、引き続き調査を行う。
 - ②庁舎地区の探査レーダ反応1,559箇所中、実施していない箇所全ての掘削を行う。
 - ③滑走路周辺部(庁舎地区を含む)で確認されている探索済みの壕のうち、地下10m超の深度が推定される壕について、構造解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を実施する。
 - ④新たに開発した地中探査レーダにより、地下15メートル程度まで滑走路地区の壕の探査を行う。
 - ⑤面的なボーリング調査により、地下20メートル程度まで滑走路地区東側半面の壕の探査を行う。
2. 外周道路外側の面的調査により確認された壕等のうち、実施可能な箇所からの遺骨収容を実施。
3. 滑走路地区周辺以外の探索済みの壕について、構造解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を実施する。

8 平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針の概要

区 分	対象箇所数	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1 滑走路地区等の掘削・遺骨収容							
(1) ①滑走路	101	滑走路 30	滑走路 71				
②壕	3	壕 再1	壕 新1 壕 再1				
③芝生区域、集水区域	1,637	芝生区域 1,114		集水区域 323	集水区域 200		
(2) 誘導路・給油施設等	60			誘導路・給油 施設等 17	誘導路・給 油施設 43		
(3) 庁舎地区	1,559		55	4	23	850	
2 滑走路周辺部(庁舎地区を含む)の地下壕探査、改良型高性能地中探査レーダの開発及び同レーダによる滑走路地区の探査、面的ボーリング調査							
3 外周道路外側の面的調査・遺骨収容							
4 平成23年度～25年度の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容				トーチカ 1			
5 滑走路地区周辺以外の地下壕探査							

※ 庁舎地区については、平成27年度～29年度に掘削調査を一部実施済み。(御遺骨は確認されなかった。)

9 戦没者遺骨のDNA鑑定について

1. DNA鑑定の取組

- 戦没者の遺骨を関係遺族へお返すため、平成15年度から、記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。
- 現在、DNA鑑定の専門家で構成される「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を行っている。

2. DNA鑑定の実績と検体の特殊性

平成15年度以降、DNA鑑定を3,262件実施し、遺族が判明した数は1,149件、そのうち旧ソ連地域で収容した遺骨の判明件数が1,135件、南方地域等で収容した遺骨が14件となっている。（平成31年3月末現在）

【検体の特殊性】

- ・ 南方地域は、気候が高温多湿であるとともに、戦闘地域であったことから、遺骨の保存状況が悪い。
- ・ 長期間経過した遺骨ではDNAの損壊が著しく、DNAが抽出できない場合や、抽出できても困難を伴い型判定できる領域が数カ所に留まる場合がある。
- ・ 限られたDNA領域を基に鑑定を行うため、DNA鑑定の対象をあまり拡大すると、偶然の一致により血縁関係の識別の確からしさが同程度になる対象者が複数あらわれ、結果として、血縁関係を決定できない鑑定結果となることがある。

	従来の対応	現在の対応
①戦没者遺骨のDNAのデータベース化	遺族から希望がありDNA鑑定を行うこととした検体に限って、DNAデータを抽出。	DNAのデータを抽出することが可能な場合、全てデータベース化を行う。 【平成28年度から】
②DNA鑑定の対象拡大（関係遺族への呼びかけ範囲の拡大）	遺留品等があった場合のみ、遺族へのDNA提供の呼びかけを行う。	広報を通じて募集し、遺留品等がなくても、申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施。 【平成29年度から沖縄において試行的取組】

10 DNA鑑定状況、伝達数等

DNA鑑定状況(平成31年3月31日時点)

年 度	判 明	否 定※	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
計	1,149	2,011	3,160

※否定件数には、血縁関係の判定が不能だった件数を含む。

伝達数(平成31年3月31日時点)

	平成24年度まで	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	伝達数総計※
伝達数(柱)	1,284	59	68	41	41	20	50	1,563

※DNA鑑定以外により判明し、伝達した数を含む。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨数(平成31年3月31日時点)

	平成24年度まで	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	納骨数総計※
納骨数(柱)	356,632	1,628	1,843	2,498	2,337	2,453	1,852	369,144

※納骨の後、遺族に引き渡した数を除く。

11 戦没者遺骨のDNA鑑定の今後の方針について



Press Release

平成31年3月26日

【照会先】

社会・援護局事業課

課長 吉田 和郎（内線3446）

課長補佐 片倉 菊美（内線3473）

（代表番号）03-5253-1111

（直通番号）03-3595-2228

報道関係者各位

戦没者遺骨のDNA鑑定の今後の方針について

厚生労働省では、戦没者遺骨のDNA鑑定につきまして、これまで遺留品等からご遺族が推定できる場合に、ご遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合、ご遺骨を返還しております。

戦後70年以上を経て、ご遺族が高齢化されていること等を踏まえ、1柱でも多くのご遺骨をご遺族にお返しできるよう、記名のある遺留品や埋葬者名簿等がなくても、ある程度戦没者が推定できる場合に、その遺族に対しDNA鑑定を呼びかける試行的取組を、平成28年度から、沖縄で行っております。

平成29年2月から平成30年12月の間に開催した「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において審議の結果、これまで検体が提出されたご遺族との間では、ご遺族と血縁関係を有するご遺骨は特定できないとの結論に至りました。

また、その後、平成31年2月15日までに申請があり、新たに検体が提出された46件のご遺族との間でDNA鑑定を実施いたしましたが、本日開催した「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において審議した結果、ご遺族と血縁関係を有するご遺骨は特定できないとの結論に至りました。

この結果を踏まえ、本日開催の同会議における専門家のご意見も参考に検討した結果、平成31年度以降は、別添資料に記載した方針で取り組むことといたしましたので、お知らせいたします。

（参考）

○沖縄県における戦没者遺骨の状況（平成31年2月末現在）

戦没者数（沖縄県の推計）	188,136人
収骨数	187,388柱

（注1）DNA鑑定を実施するための検体採取を開始した平成11年度以降の収骨数2,251柱（平成15年度から国費によるDNA鑑定を開始。）

（注2）沖縄県で収容された戦没者のご遺骨のうち184,562柱は、焼骨の上、既に国立沖縄戦没者墓苑に納骨されており、DNA鑑定は実施できない。

11 戦没者遺骨のDNA鑑定の方針について（別添資料①）

戦没者遺骨のDNA鑑定の方針

DNA鑑定の取組

- DNA鑑定は、血縁関係の存否を、同じDNA型を持ち合わせる確率により推定するものであるが、血縁関係の判断に当たっては、DNA型判定の結果のみならず、関係する情報（遺留品、埋葬者名簿、遺骨の収容地の埋葬者数等）も併せて総合的に判断する必要がある。
- **平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、遺留品や埋葬者名簿等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施。**

しかし、遺留品や埋葬者名簿等の情報があるケースは限られている…

平成28年度の対応

- 遺留品や埋葬者名簿等がなくても部隊記録等から戦没者をある程度特定できる場合に、その遺族に対しDNA鑑定を呼びかけること（遺族への呼びかけ範囲の拡大）を実施。

※部隊記録等が残る沖縄県のうち、遺骨（歯）が多く収容されている沖縄県内の4地域（「ま か び真嘉比」、こう ち幸地」、おお さ と あ ぎ た か ひ ら大里字高平」、き ょ う づ か経塚）の75検体のDNA情報を抽出し、遺族への呼びかけと鑑定を実施。

結果

所在が判明した遺族1,736件（※）に呼びかけ、それに応じた遺族360件のうち、検体が提出された遺族335件との間でDNA鑑定を実施したが、**戦没者の身元特定には至らず。**

※ 1件について複数名から検体が提出される場合あり。

平成29年度からの対応

- 沖縄4地域の75検体に、沖縄6地域（「ま え だ前田」、い は ら伊原」、こ め す米須」、き ゃ ん喜屋武」、ま か べ真壁」、く し か み す ん ぎ は ら具志頭須武座原）」の9検体を加えた84検体について、さらなる試行的な取組として、遺族と思われる方に対し、**広報を通じてより広くDNA鑑定の申請を募集。**
- 申請のあった遺族については、部隊記録等の厚生労働省保管資料に加えて、**申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施。**

結果

平成31年2月15日までに遺族387件の申請があり、検体が提出された遺族332件との間でDNA鑑定を実施したが、**戦没者の身元特定には至らず。**（昨年12月末に記者発表を行った以降にも、遺族46件との間でDNA鑑定を実施したが、戦没者の身元特定には至らず。）

11 戦没者遺骨のDNA鑑定の今後の方針について（別添資料②）

身元特定に至らなかった理由として考えられる要素

- 沖縄で収骨した遺骨のほとんどは焼骨され、沖縄戦没者墓苑に納骨済である。
- DNA鑑定の対象となる検体に対する戦没者の遺族の絞り込みが困難である。
- 高温多湿等の土地で長期間経過した沖縄戦没者の遺骨は保存状態が悪く、鑑定に必要なDNAが検体から十分に抽出できない遺骨が多い。
- 検体を提供いただいた遺族が戦没者から遠い親族関係にある場合には、判定が難しい。

今後の方針

上記の結果を踏まえ、平成31年度以降は、以下の方向で取り組む。

（引き続き、戦没者の遺骨から可能な限りDNAの抽出を行い、データベース化を実施。）

○沖縄の戦没者遺骨（試行的取組の拡充）

- ・ 沖縄県が未焼骨で保管している遺骨（沖縄県の報告によると約700柱（平成30年3月末時点）を精査し、DNAの抽出可能な遺骨を選別。
- ・ 沖縄県内の各地にある慰霊塔内にあるとされる遺骨について、管理者等の意向を踏まえたうえで、DNA鑑定の対象となり得るものを調査。

なお、沖縄10地域については、沖縄県や関係者からの要請もあり、引き続き公募による申請を受け付けるとともに（適切に広報）、新たに当該地域に該当する遺骨からDNAが抽出できた場合は、既申請者とも改めて鑑定。

○南方等の戦闘地域（沖縄及び硫黄島を含む）の戦没者遺骨

- ・ 遺留品等、戦没者を推定する手掛かり資料がない遺骨のDNA鑑定については、別途、有識者、遺族及び遺骨収集の担い手、専門家から意見を伺いながら、平成31年夏を目処に検討。

○遺留品を伴う戦没者遺骨、旧ソ連・モンゴルの抑留中死亡者遺骨（埋葬地名簿等が存在）

記名のある遺留品や埋葬地名簿等を手掛かりに、引き続きDNA鑑定を実施。

12 過去の問題事案と再発防止策等について

○ 過去において、遺骨収集事業に関わる厚生労働省職員による問題事案が判明。関係者の処分と再発防止策を公表した。

- DNA検体の誤消失事案

(再発防止策)

手順書の見直し・徹底、職員等への研修の実施、派遣体制の見直し 等

- 前渡資金の不適正経理

(再発防止策)

職員等への研修の実施によるコンプライアンス意識の向上、
前渡資金で支払い可能な経費等の限定・適正化、詳細な記録の徹底 等

12 過去の問題事案と再発防止策等について(検体焼失事案)

Press Release

平成28年12月22日

【照会先】

1～4について：社会・援護局事業課

課長 吉田和郎 (3446)

室長補佐 土元敏信 (3415)

(直通) 03(3595) 2469

(代表) 03(5253) 1111

5について：社会・援護局援護企画課

課長補佐 岩橋信和 (3406)

援護書記 星野正司 (3402)

(直通) 03(3595) 2235

(代表) 03(5253) 1111

報道関係者各位

旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集（ロシア連邦ハバロフスク地方）における DNA鑑定用検体（歯）の誤焼失事案への対応について

厚生労働省においては、平成28年10月に実施した、ロシア連邦ハバロフスク地方における旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集において、DNA鑑定用検体（61柱分の歯）を誤って焼失するという事態を生じさせてしまいました。

政府の責務として、一日でも早く御遺骨を御遺族の元にお届けしなければならぬにもかかわらず、このような事態が生じたことについて、御遺族をはじめとする関係者の皆様に心よりお詫び申し上げます。

我々は、今後、二度とこのような事態が生じないよう、今回の事案の発生原因を徹底究明し、再発防止のための策を講じるため、社会・援護局内にワーキングチームを設置して議論を重ねるとともに、関係団体や専門家からのヒアリングを行うなど検討を行い、その検討結果を別添1のとおり取りまとめました。

我々は、遺骨収集事業が、御遺族はもとより、国民の皆様の関心の下で行われる崇高な事業であるという自覚と責任をもって、今後、二度とこのような事態が生じないよう、下記のとおり、今回取りまとめた再発防止策をもとに遺骨収集に全力で取り組んでまいります。

記

1. 事案の概要

- 平成28年10月11日から10月25日まで旧ソ連抑留中死亡者遺骨収集応急派遣及び埋葬地調査のため、厚生労働省職員2名の派遣団（団長及び団員）及び通訳1名をロシア連邦ハバロフスク地方へ派遣し、ロシア側事業者が手配した現地作業員11名（作業監督を含む）とともに、遺骨収集等を実施した。
- 10月21日までに御遺骨を74柱収容。DNA鑑定のため日本に持ち帰る検体（歯）を61柱分採取し、検体袋に収納した後、ビニール袋に入れた。両者を一つのコンテナに入れ、鍵をかけて保管した。
- 10月22日に、検体の採取漏れがないか確認するため、ビニール袋に入った検体をコンテナから取り出し、確認作業終了後、検体の入ったビニール袋をコンテナに戻さず、目の届かないテント内に置いた。御遺骨の焼骨式後に、テントが派遣団からの指示なく片付けられており、ビニール袋に入れていた検体を探したところ、テント脇のたき火の中からビニール袋内にあった物品と焼けた歯の一部を発見した。
- 作業監督者からは、現地作業員の誰かが誤って入れたのかもしれないという発言があった。

2. 原因

（1）御遺骨や検体の安全管理の重要性について、現地に派遣された厚生労働省職員の認識が欠落していたこと

御遺族が長年御遺骨の帰還を待ち望んでいる中、御遺族に御遺骨を返還するためには、検体を日本に持ち帰りDNA鑑定を行う必要があるにもかかわらず、御遺骨や検体の安全管理の重要性について、現地に派遣された厚生労働省職員の認識が欠落していたこと。

（2）御遺骨及び検体の安全管理に関する具体的な手順を定めたものがなく、団長（厚生労働省職員）の裁量に委ねられていたため、以下の事態が発生したこと。

① 検体の安全管理が不十分であったこと

- ・ 検体袋をコンテナに保管せずにテント内に置いたが、検体の状況を長時間にわたり把握していなかったこと。
- ・ 検体袋の入ったビニール袋が検体が入っていることが外見で不明な状態にあったこと。
- ・ 今回収集する遺骨の多さ等からみて、派遣体制が十分ではなく、派遣団の目が周囲に行き届かなかったこと。

② 現地作業員とのコミュニケーションの不足

- ・ 現地作業員に対して、作業の担当外である検体の取扱いについて、情報提供及び指示が行われていなかったこと。

12 過去の問題事案と再発防止策等について(検体焼失事案)

③報告の遅れ

- ・ 緊急に連絡すべき重大案件という認識が欠落していたこと。
- ・ 緊急連絡のルールがなかったこと。

3. 再発防止策

(1) 御遺族への御遺骨の返還に向けた戦没者の遺骨収集における七つの心得の作成及び徹底

国の責務として行われる遺骨収集事業の意義及び責任の重大性に鑑み、当該業務に携わる厚生労働省職員及び日本戦没者遺骨収集推進協会の職員等に関する行動規範(別添2。以下「七つの心得」という。)を定め、その趣旨を徹底する。

(2) 手順書の見直し

遺骨収集作業全体の質の確保を図るため、①から③までの事項を含め、遺骨引渡式までの遺骨収集に係る全工程を再点検した上で必要な見直しを行う。

①御遺骨及び検体の安全管理

- ・ 収容作業中の御遺骨及び検体は、御遺骨及び検体は団長又は団員の視認できる範囲内に置き、現地の言語等で大切なものである旨の注意書を付すとともに、御遺骨袋と検体袋に種別を記載するなど、現地作業員が判別できるようにする。
- ・ 夜間や収容作業後の御遺骨及び検体の管理については、宿泊施設又は保管用コンテナなど施錠可能な場所において保管する。保管においては、それぞれ大切である旨の注意書(現地の言語など複数言語)を記載するとともに、丁重に保管する。

②現地作業員とのコミュニケーション

- ・ 派遣団は、作業初日に、現地作業員に対して、現地の言語で分かりやすく作成した資料により、遺骨収集作業の心構えや手順、作業上の留意事項について説明するとともに、毎日の朝礼の際に、現地作業員に対して留意事項を口頭及び資料で説明し、徹底を図る。

③現地との緊急連絡体制

- ・ 緊急事案が発生した場合は、即時に、厚生労働省本省の担当職員に報告する。
- ・ 派遣団長は、2つ以上の連絡手段を確認しておく。

(3) 「七つの心得」及び手順書の徹底

- ・ 派遣前に、結団式において「七つの心得」を復唱し、その内容に係る理解を深めるとともに、手順書における作業手順を確認する。
- ・ 帰国後、手順書に沿った作業であったか確認する。

- ・ 現場の状況により、手順書によらず団長の裁量により作業を行った場合は、作業が適切であったかどうか帰国後に検証する。

(4) 職員等への研修

(1)の遺骨収集作業の意義や責任の重大性、(2)の手順書の作業内容の徹底のため、職員等へ、「七つの心得」や手順書の研修を実施する。

(5) 派遣体制の見直し

御遺骨の収容見込み柱数に応じて作業を適正に実施するために、必要な体制を確保する。

4. 関係御遺族への説明

当該埋葬地の関係御遺族に対して御連絡し、御遺族のご意向を踏まえた上で、ご自宅をご訪問し、今般焼失した61柱分についてはDNA鑑定できない事態になったことの御説明とお詫びを実施している。

5. 関係職員の処分

関係職員に対し、平成28年12月22日付で、それぞれ以下のとおり処分を行った。

専門官(派遣団長)	: 戒告
課長	: 訓告
室長	: 訓告
局長	: 厳重注意(文書)
審議官	: 厳重注意(文書)

<以下は添付省略>

別添1: DNA鑑定用検体(歯)の誤焼失事案に係る検証及び再発防止のための報告書

別添2: 御遺族への御遺骨の返還に向けた戦没者の遺骨収集における七つの心得

12 過去の問題事案と再発防止策等について(検体焼失事案)

御遺族への御遺骨の返還に向けた戦没者の遺骨収集における七つの心得

先の大戦により海外で亡くなられた我が国の戦没者（沖縄、硫黄島を含む）は約240万人に及ぶが、いまだ異郷の地に多くの戦没者の御遺骨が残されている。

戦後70年を経て戦没者の御遺族が高齢化する中、一柱でも多くの戦没者の御遺骨を早期に御遺族に引き渡すことは重要な責務である。

遺骨収集に従事する者は、戦没者に対して敬意を払い、かつ、戦没者の御遺族の心情に思いをはせ、戦没者の御遺骨の尊厳をお守りした上で、使命感を持って、全力で遺骨収集事業に取り組む。

（基本理念）

- 1 遠い異郷の地に眠る戦没者や御遺骨の帰還を長年待つ御遺族の心情に寄り添い、責任と使命感を持って遺骨収集に臨むこと。
- 2 遺骨収集団の秩序と規律の下に行動すること。

（御遺骨及び検体の尊厳）

- 3 御遺骨及び検体に敬意を持ち、尊厳を損なわないよう丁重に扱うこと。

（御遺骨及び検体の安全管理）

- 4 御遺骨及び検体の安全管理の重要性について、常に認識を共有すること。
- 5 御遺骨及び検体は責任を持って管理すること。

（現地の人との円滑なコミュニケーション）

- 6 現地作業員に対し、御遺族の心情や御遺骨に対する思いを説明し、理解していただくよう努めること。
- 7 現地の文化や御遺骨への心情の違いを理解し、信頼関係の構築に努めること。

12 過去の問題事案と再発防止策等について(不適正経理)

Press Release

報道関係者 各位

平成29年11月8日

【照会先】

1～3について：社会・援護局 援護企画課

課長 矢田 真司（内線3405）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2235

4について：大臣官房会計課 監査指導室

室長 村井 完也（内線7210）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2094

遺骨収集等に係る前渡資金の不適正経理に対する再発防止策について

厚生労働省では、平成29年1月に公表した社会・援護局の海外資料調査における不適正経理事案を踏まえ、同年4月以降、前渡資金の利用の適否等に対する精査やその精算時における使途等の確認（車両の利用状況の確認等）に必要な書類の提出等についての再発防止策を講じてきたところである。

しかるに、今回、会計検査院より、当該不適正経理事案とは別途、平成23年度から28年度までの間に実施された海外遺骨等収集事業において交付された前渡資金4億6千万余円の会計経理について、著しく適正を欠いているとの指摘を受けたことは、誠に遺憾である。

当省としては、これを踏まえ、関係職員に対する処分、国庫への返還額の確定に向けて追加調査を進めていくとともに、遺骨収集等に係る資金前渡官吏及び他部局に係る資金前渡官吏について、以下のような措置を講じて不適正経理事案の再発を防止し、経理の適正化を図ることとする。

1 職員のコンプライアンス意識の向上

- 資金前渡官吏の発令に当たっては、対象職員に研修を実施し、会計法令を順守して適正な会計経理を行う必要性についての意識を高めるなどして、適正な会計経理の徹底を図る。
- また、昇任により新たに発令対象となる職員全員に年度当初に研修を実施することにより、前渡資金の取扱いに対するコンプライアンス意識の向上を図る。
- さらに、従来の取扱いが安易に踏襲されることのないようにするために、部局間等における人事交流を積極的に推進する。

2 前渡資金で支払可能な経費等の限定・適正化

- 平成28年度以降、例えば、現地における車両借上料や通訳雇上料につい

ても原則として日本国内で支出官から支出することとし、前渡資金による現金の支払については、現地における作業員雇上料など真に止むを得ないものに限りとするところである。しかし、今回、国内旅行会社との間で業務委託契約を締結することのないまま、海外派遣前に、国内旅行会社に対して前渡資金から現金で支払を行っていたことなどについて指摘を受けたことを踏まえ、今後、改めて会計法令に即した前渡資金の支払の適正化について周知徹底を図ることとする。

- すなわち、海外遺骨収集等事業の実施に当たり交付される前渡資金については、国内での支払を行うことができないこと、また、支払に当たっては、正当な債権者に対するものであることを確認しなければならないこと、現地における現金での支払を行う場合には、原則として領収証書を徴する必要があることなどの基本的事項について、改めて徹底する。
- また、前渡資金の支払に関しては、現地において前渡資金を使用して支払を行うことの適否、支払予定額及び精算額（現地業者の見積価格、現地業者に対する支払額等）についても精査するとともに、これまで明確に定められていなかった事項（通行料等の経費、借上車両をキャンセルする場合や領収証書を徴することが困難である場合の取扱いなど）についても、会計法令を踏まえて内規により明確化し、周知徹底を図る。

3 詳細な記録の徹底

- 従来、出張報告書のみに添付していた海外派遣先における行動記録の様式について、借上げ車両等の項目を追加するとともに、使用時間も明記することとするなどの改善を図り、併せて前渡資金の精算時にも提出させることとして、これにより、業務量などと比して妥当な台数、時間数となっているかなどについても局内での確にチェックできるようにする。
- また、例えば雨天等の事情で行動予定を変更したなどの場合には、報告書及び行動記録に必ず記載するとともに、写真記録を残すこととして、海外派遣先における行動を正確に記録することとする。

4 省全体としての取組

- 厚生労働省における前渡資金一般について、会計法令に従い、真に止むを得ない経費の支払を現金で行う必要がある場合に限り支出官から交付されるものであることを徹底するとともに、現金で支払を行った場合には、会計書類に正確に記録して、領収証書を添付するとともに、その他詳細な記録を保存するよう徹底する。
- 同じく、新たに発令される資金前渡官吏については会計法令等に関する研修を実施する。
- 同じく、大臣官房会計課の審査において、資金前渡官吏の発令又は前渡資金の交付時には事業経費の適正性・妥当性について精査するとともに、前渡資金の精算時には、会計経理に関する証拠書類に加え、行動記録等の業務の実施状況を確認する書類を提出させて精査する。
- その他、大臣官房会計課の内部監査において、前渡資金に対する監査を必須化する。

13 諸外国との協力について（フィリピン）

○ 遺骨収集事業の受入れが停止していたフィリピンとの協力覚書の署名に至り、事業を再開。



Press Release

報道関係者 各位

平成30年5月8日
【照会先】
社会・援護局事業課事業推進室
室長補佐 青木 一生(内線4522)
事業専門官 手塚 直樹(内線3464)
(代表番号) 03(5253)1111
(直通番号) 03(3595)2469

フィリピンでの遺骨収集事業を再開します

～フィリピン政府との遺骨収集に係る協力覚書に署名しました～

フィリピンでの遺骨収集事業は、平成22年10月以降中断していましたが、今般、加藤厚生労働大臣とフィリピン共和国カエタノ外務大臣が遺骨収集に係る協力覚書に署名しました。

今後は、この協力覚書に基づき、厚生労働省とフィリピン政府関係機関とで構成される計画会議で調整のうえ、遺骨収集事業を再開します。

1. 署名日 平成30年5月8日（火）

2. 署名者 加藤勝信 日本国厚生労働大臣
アラン・ピーター・カエタノ フィリピン共和国外務大臣

3. 覚書作成の経緯

- 平成22年10月、フィリピンでの遺骨収集事業について、収容された遺骨にフィリピン人の遺骨が混入しているのではないかと報道があったため、遺骨収集事業を中断しました。
- その後、事実関係を含め検証を行い、平成23年10月に公表した検証結果では、これまで帰還した遺骨にフィリピン人のものが混入している事実は認められませんでした。
- その後、疑惑を持たれることのないよう事業の見直しを行い、これまでフィリピン政府と協議を進めてきましたが、今般、合意に達したことから、両国が覚書に署名し、遺骨収集事業を再開することとなりました。

4. 覚書の概要

覚書には、遺骨収集は、フィリピン政府の承認を受け、フィリピン国立博物館立ち会いの下でのみ実施できること。遺骨の鑑定は、フィリピン側専門家と日本から派遣した職員が合同で実施することなどが盛り込まれています。詳細は別添をご覧ください。

協力覚書の主なポイント

フィリピン共和国における日本兵の遺骨の収集と帰還に関する日本国厚生労働省とフィリピン共和国外務省との間の協力覚書

1. 全般的事項

- 現地雇用の賃金等の経費支払いを除き、いかなる報酬も支払われない。
- 国立博物館の科学連絡要員（遺骨の鑑定についての専門能力を有する者）及び場合により先住民に関する国家委員会の代表が同行する場合のみ、本活動を実施。
- 協力覚書は、国際法に基づく法的拘束力を有する権利又は義務を生じさせるものではない。

2. 計画段階

- 厚労省は翌年の年間計画案を、各年の4月1日までに比外務省に提出する。
- 比外務省は、当該年間計画を承認するか否かを検討し、その決定を速やかに厚労省に通報する。
- 年間計画の承認後速やかに、厚労省、比関係機関が出席する包括的な計画会議を開催する。
- 厚労省は、比関係機関と調整し、本活動の開始前に、比関係機関からの全ての必要な許可並びに必要な応じ、関連する土地所有者、先住民文化共同体又は先住民及び先住民の長老からの許可を取得する。
- 厚労省は、各活動を開始する60-90日前に、比外務省に当該活動の詳細な実施案及び日程を提供する。

3. 実施段階

- 次の要件を満たす場合を除き、いかなる遺骨もフィリピン共和国から持ち出されない。
 - ・ 厚生労働省及び国立博物館は、関係当局と協議の上、入手可能な証拠を総合的に踏まえ、遺骨が日本兵のものであることを共に決定する。
 - ・ 遺骨が収容される地域の地方保健当局からの適切な輸送許可、地方政府からの通過許可及び検疫局からの検疫許可が適正に取得されている。
- 紫外線光照射による蛍光反射検査を含む法医学人類学的解析は、収容された遺骨の鑑定のために実施される。
- 現場で入手可能な証拠に基づいて遺骨が日本兵のものか否かを確定できない場合、当該遺骨の標本を収集し、日本において科学的なDNAの分析を実施することができる。

4. 所要経費の支払

- 現地雇用の賃金は、当該地域における現行の一般的な労働賃金を下回らない。
- 必要に応じて、影響を受ける土地所有者に相互に決定した額を支払う。
- 同行する比政府職員に対し、フィリピン共和国の法律及び公務員に係る規則に定められた額に従い、経費、日当、残業手当を支払う。

13 諸外国との協力について（フィリピン）

Press Release

<別紙>

報道関係者 各位

平成30年 8月31日
【照会先】
社会・援護局 事業課事業推進室
室長 皆川 宏（内線3412）
室長補佐 青木 一生（内線4522）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)2469

フィリピン国内に保管している遺骨のDNA鑑定結果について

本年8月16日以降報道のあった、NPO法人がフィリピンで収集し現在フィリピン国内に保管している遺骨については、保管中の遺骨から311検体を抽出して日本に送り、うち130検体のDNA鑑定結果について、平成23年10月にすでに公表を行っているところ。一方、残りの181検体については、その後2機関に鑑定を依頼したものの、鑑定結果については公表を行っていませんでした。ここに改めて整理し、とりまとめましたので、別紙のとおり公表します。

なお、フィリピンでの遺骨収集については、すでにお知らせしているとおり、フィリピン政府との覚書に基づき今後再開するという方針に変更はありません。

（配布資料）

- 別紙：フィリピン国内に保管中の遺骨のDNA鑑定結果について
- ※ ○別添1：「フィリピンで採集された遺骨のDNA解析報告書」
- 別添2：「フィリピンで収骨されたご遺骨のDNA鑑定報告書」
- 別添3：「フィリピン（ミンダナオ島）で収骨された遺骨のDNA鑑定報告書」

<参考>フィリピン国内に保管している遺骨の経緯

- 平成22年10月、厚生労働省がNPO法人に委託して実施したフィリピンにおける遺骨収集事業で収容した遺骨に、フィリピン人の遺骨が含まれているのではないかと報道を受け、同事業を中断。収容済みの遺骨の日本への送還を中止しました。
- その後、事実関係を含めて検証を行い、1年後を目途に検証結果を公表することとし、平成23年9月に、311検体のうちそれまでに鑑定できた130検体の結果について別添1のとおり報告を受け、同年10月に検証報告書を公表し、その後も遺骨は現地で保管することとしました。
- その後、残りの181検体についても鑑定結果について別添2及び別添3のとおり報告を受け、遺骨は現在もフィリピン国内に保管しています。
- フィリピンに保管中の遺骨については、平成28年12月より現地に遺骨鑑定人を派遣し、保管されている全ての遺骨の状況（柱数、個性性、人種、年齢、性別等）を把握すべく確認作業を行っています。
- この結果を踏まえ、残りのDNA鑑定が可能な遺骨についてもDNA鑑定による科学的分析を行った上で、フィリピン政府と協議し、今後の対応について検討することとしています。

※別添1～別添3については添付省略

フィリピン国内に保管中の遺骨のDNA鑑定結果について

厚生労働省社会・援護局
事業課事業推進室

1. ミトコンドリアDNA解析

各鑑定機関におけるミトコンドリアDNA（※1）解析の結果は以下のとおり。

鑑定機関	国立遺伝学研究所	山梨大学	山形大学	計
報告年月日	平成23年 9月28日	平成24年 10月12日	平成24年 10月15日	
解析検体数	130	71	110	311
日本人に統計的に有意に見られる ハプロタイプ（※2）に一致した個体	5	0	0	5
フィリピン人に統計的に有意に見られる ハプロタイプに一致した個体	54	51	64	169
どちらに多いとも言えない ハプロタイプに一致した個体	5	4	2	11
日本人でもフィリピン人でも発見されていない ハプロタイプに一致した個体	2	0	0	2
DNAが抽出されなかった個体	20	1	0	21
ハプロタイプを決定できなかった個体	44	15	44	103

※1 細胞小器官であるミトコンドリア内のDNA。母親から子どもに遺伝するという特徴がある。

※2 親から引き継いだDNAの塩基配列のパターン。

2. ミトコンドリアDNA解析と核DNA解析結果から見た総合判定

国立遺伝学研究所で検査を実施した専門家から、ミトコンドリアDNAは母系遺伝するものであり、より正確な判別のためには、併せて父系遺伝であるY染色体DNAの解析も行うことが望ましいとの指摘があったことを踏まえ、山梨大学と山形大学においては、ミトコンドリアDNA解析に加え、核DNA解析（性別及びY染色体）を行い、その結果を踏まえた総合判定を行った。その結果は以下のとおり。

鑑定機関	山梨大学	山形大学	計
DNA解析結果が得られた数	55	66	121
うち日本人と推定	0	0	0
うちフィリピン人と推定	52	64	116
うち判別不能	3	2	5

3. 各鑑定機関からの報告書

各鑑定機関からの報告は、「フィリピンで採集された遺骨のDNA解析報告書」（別添1）、「フィリピンで収骨されたご遺骨のDNA鑑定報告書」（別添2）、「フィリピン（ミンダナオ島）で収骨された遺骨のDNA鑑定報告書」（別添3）を参照。

13 諸外国との協力について（インドネシア）

○ インドネシアとの協定については交渉妥結に至っている。



トップページ > 会務・広報・広報 > 報道発表 > 阿部外務副大臣とルトノ・インドネシア外務大臣との懇談

報道発表

阿部外務副大臣とルトノ・インドネシア外務大臣との懇談

平成31年3月24日

ツイート

メール

本24日、午前9時20分から約30分間、阿部俊子外務副大臣は、第5回国際女性会議（WAW！／W20）出席のため訪日中のルトノ・マルスディ・インドネシア共和国外務大臣（H.E. Ms. Retno L.P. Marsudi, Minister of Foreign Affairs of the Republic of Indonesia）との間で軽食を交えて懇談したところ、概要は以下のとおりです。

- 1 阿部副大臣から、本日、両国のインフラ協力であるMRTが開業する、また、遺骨収集事業再開のための国際約束の交渉妥結を歓迎する、一刻も早く署名し事業を再開すべく協力をお願いする旨述べるとともに、昨年プロジェクト2045による提言のフォローアップ方法につき相談していききたい旨述べました。
- 2 これに対し、ルトノ大臣から、バリ・プロセスをつうじた不法移民対策、SDGsの達成に向けた途上国支援、多国間主義の堅持といった分野でも協力していききたい旨述べました。

【参考1】インドネシアにおける海外戦没者の遺骨収集

- (1) 先の大戦においてインドネシアのパプア州及び西パプア州の戦没者は約53,000人と推定されている。これまで、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると同地域において33,430柱の御遺骨を収容し、現在も未収容の遺骨が19,570柱あると推定されている。
- (2) 2017年1月の安倍総理大臣によるインドネシア訪問の際にジョコ大統領との間で遺骨収集の再開に向けた調整を加速する意向を共有（PDF）し、その後、両国政府間で国際約束の締結に向けて協議を行ってきた。
- (3) この国際約束は、遺骨をインドネシアから日本に持ち出すための法的根拠となり、また、遺骨収集実施のための両国政府間の法的な協力枠組みとなるもの。
- (4) 今後、双方は、必要な作業及び調整を行い、協定の早期署名を目指す。

【参考2】バリ・プロセス

不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対する地域協力の枠組みであり、40か国、国際移住機関（IOM）および国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が参加している。

関連リンク

[日・インドネシア外相会談（平成30年8月3日）](#)

[インドネシア共和国](#)

[南東アジア部 南東アジア第二課](#)

[このページのトップへ戻る](#)
[報道発表へ戻る](#)

阿部外務副大臣とルトノ・インドネシア外務大臣との懇談

本24日、午前9時20分から約30分間、阿部俊子外務副大臣は、第5回国際女性会議（WAW！／W20）出席のため訪日中のルトノ・マルスディ・インドネシア共和国外務大臣（H.E. Ms. Retno L.P. Marsudi, Minister of Foreign Affairs of the Republic of Indonesia）との間で軽食を交えて懇談したところ、概要は以下のとおりです。

1 阿部副大臣から、本日、両国のインフラ協力であるMRTが開業する、また、遺骨収集事業再開のための国際約束の交渉妥結を歓迎する、一刻も早く署名し事業を再開すべく協力をお願いする旨述べるとともに、昨年プロジェクト2045による提言のフォローアップ方法につき相談していききたい旨述べました。

2 これに対し、ルトノ大臣から、バリ・プロセスをつうじた不法移民対策、SDGsの達成に向けた途上国支援、多国間主義の堅持といった分野でも協力していききたい旨述べました。

【参考1】インドネシアにおける海外戦没者の遺骨収集

(1) 先の大戦においてインドネシアのパプア州及び西パプア州の戦没者は約53,000人と推定されている。これまで、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると同地域において33,430柱の御遺骨を収容し、現在も未収容の遺骨が19,570柱あると推定されている。

(2) 2017年1月の安倍総理大臣によるインドネシア訪問の際にジョコ大統領との間で遺骨収集の再開に向けた調整を加速する意向を共有し、その後、両国政府間で国際約束の締結に向けて協議を行ってきた。

(3) この国際約束は、遺骨をインドネシアから日本に持ち出すための法的根拠となり、また、遺骨収集実施のための両国政府間の法的な協力枠組みとなるもの。

(4) 今後、双方は、必要な作業及び調整を行い、協定の早期署名を目指す。

【参考2】

バリ・プロセス：不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対する地域協力の枠組みであり、40か国、国際移住機関（IOM）および国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が参加している。

13 諸外国との協力について（インドネシア）

インドネシアにおける遺骨収集事業の実施のための協定

平成31年3月
厚生労働省
外務省

1 経緯

- ・ インドネシアにおいては、1956年から2015年までに25回にわたり遺骨収集事業を実施。
- ・ 特に、2013年11月から2015年11月までの2年間は、両国政府間の協力覚書に基づき実施。
- ・ 同協力覚書の期間終了後、同事業の実施根拠となる新たな政府間文書の署名に向け、両政府間で協議、今回、交渉妥結に至った。

2 本協定の趣旨・概要

- ・ 本協定は、インドネシア国内において文化財保護法(注)により制限される遺骨のインドネシア国外への持ち出しを可能とするための法的根拠となる。
- ・ また、遺骨収集事業の実施のための両国政府間の法的な協力枠組みとなる。
- ・ 本協定には事業実施に係る手続詳細等が規定される。

(注)2010年に制定。同法は、一定の条件を満たす物は文化財になり得るとし、さらに、同法が規定する用途以外での国外持ち出しを原則禁止。インドネシア政府によると遺骨は文化財に含まれ、国外持ち出しは認められていない。

3 今後の予定等

- ・ 3月24日、阿部外務副大臣とルトノ・インドネシア外相との間で懇談が行われ、外務省より、阿部外務副大臣から「遺骨収集事業再開のための国際約束の交渉妥結を歓迎する、一刻も早く署名し事業を再開すべく協力をお願いします。」と発言した旨の報道発表を発出。
- ・ 今後、必要な手続を進め、インドネシア政府との間で署名予定。

【インドネシア】

戦没者概数 : 84,400人
収容遺骨概数 : 44,460柱 (うち政府派遣団による収容遺骨数: 10,688柱)
未収容遺骨概数: 39,940柱

(平成31年3月末現在)

13 諸外国との協力について（アメリカ）

DPAAとの協力関係

米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(DPAA)

- 米国が関与した過去の紛争における捕虜又は行方不明者に係る調査を目的とした機関。
- 平成27年1月30日、米国国防総省捕虜・行方不明者人員調査部(DPMO)、米太平洋軍統合戦時捕虜・行方不明者調査司令部(JPAC)及び米空軍生命科学装置研究所(LSEL)の一部が統合され新設。
- 本部はワシントンD.C. 事業部がハワイの真珠湾内の空軍基地内にある。

現在までのDPAAとの協力実績

(1) 相手国の遺骨が発見された場合の相手国への情報提供及び遺骨受領

日本 → 米国

- ・米国人戦没者遺骨について情報提供、その情報に基づき米国側が収容
- ・日本が収容した米国人戦没者遺骨について、米国側が来日し受領

米国 → 日本

- ・米国が収容した日本人戦没者遺骨について、米国を訪問し受領
- ・日本人戦没者遺骨について情報提供され、その情報に基づき日本側が収容

(2) 日米担当官の相互訪問による情報交換（毎年度の派遣計画や過去の収集場所等の情報）

(3) 戦没者の遺骨収集に関する日米の協力覚書に署名（平成31年4月）

13 諸外国との協力について（アメリカ）

DPA A[※]との協力覚書について

社会・援護局が代理人となる日本国厚生労働省と捕虜・行方不明者調査局が代理人となるアメリカ合衆国国防総省との取決め

※Defense POW / MIA Accounting Agency：米国が関与した過去の紛争における捕虜又は行方不明者に係る調査を目的とした機関。
本部はワシントンD.C.、事業部（中央身元鑑定所）がハワイの真珠湾内の空軍基地内にある。代表は、ケリー K. マッキーク長官。

1. 覚書の概要（以下、覚書の内容を整理要約したもの）

【目的】

- ・両国の戦没者／行方不明者の遺骨収容及び身元特定に関する共通の目的を推進すること。また、両国の緊密かつ継続的な関係を発展させること。

【協力内容】

- ・戦没者／行方不明者の遺骨についての情報提供及び遺骨の収集活動に関する情報の交換。
- ・遺骨の身元特定のための現地／研究施設での法医学鑑定（DNA鑑定等）に係る情報と手法の交換。
- ・両国の必要に応じた会議の開催。

【全般事項】

- ・覚書は両国の国内法及び国際法において、法的拘束力のある権利と義務を生じさせないこと。
- ・活動に関する費用はそれぞれが負担し、相手国に支払い義務を生じさせないこと。
- ・提供される情報は、提供する側が提供する目的にのみ使用され、両国の法律等の規則や政策に則って保護されること。また、提供される情報は、提供する側の同意なく、提供を受けた側により第三者に開示してはならないこと。
- ・覚書に関連する活動は原則として機密指定外の範囲で行われること。ただし、機密情報を交換する必要がある場合は、かかる情報交換に関して双方で受け入れ可能な決定に至るよう努めること。

【その他】

- ・覚書の発効は、署名の日とすること。
- ・覚書は両国の合意により修正・終了されること。ただし、一方の国が、覚書を終了する意思を終了の日の30日前に相手国に通知することで、覚書を終了することができること。

2. 署名者及び署名日

【署名者】

日本：厚生労働省社会・援護局局长 谷内繁／米国：国防総省捕虜・行方不明者調査局副長官 ジョン C. クライツ

【署名日】

平成31年4月18日（木）

考えられる論点

- 情報収集・整理及び分析について、今後、機密指定されている文書の機密指定の解除に向けた働きかけを各国政府に行っていくとともに、機密指定が解除された資料を分析していく必要があるのではないか。
- 遺骨収容について、今後、地域ごとの実情を踏まえ、収容可能な地域については、さらに遺骨情報を集約し、計画的に事業を遂行できるよう、残る6年間の集中実施期間における地域別の調査・収集計画の目標を設定する必要があるのではないか。
- 遺留品等の戦没者を推定する手掛かり資料がない遺骨のDNA鑑定については、技術的な課題について論点を整理した上で、方向性を見出していく必要があるのではないか。
- 過去の問題事案に係る教訓が忘れられることなく、再発防止策が確実に履行されるためには、どのようなことが考えられるか。
- 各国との友好関係を維持しつつ、円滑に遺骨収集事業を進めるため、外務省や防衛省と厚生労働省が密接に連携を行っていくことが必要ではないか。
- 諸外国との協力、特に米国DPAAとの技術的な協力をさらに推進するべきではないか。